

I はじめに

養護老人ホームへの入所措置事務は、市町村の裁量により行う自治事務であるが、このマニュアルは、事務初任者向けの参考書類として事務の内容、根拠法令等をまとめたものであり、老人福祉法に基づく助言ではなく、あくまで措置事務の参考にしていただく情報提供である。

このマニュアルの記載内容を踏まえ、各市町村においては、入所措置事務の実施に当たり、環境上の理由及び経済的理由により、家庭で養護を受けることが困難な 65 歳以上の高齢者を養護老人ホームに措置すると共に、養護老人ホームへの措置に係る老人保護措置費に係る支弁額・徴収額については、物価や人件費の上昇に応じて支弁額等を適切に引き上げるようご配慮願いたい。この件については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的助言であることを申し添える。なお、毎年度 4 月 1 日時点の被措置者数に基づき地方交付税による財源措置がなされており、物価等を勘案して地方交付税に算入されている令和 6 年度の被措置者 1 人当たりの単価は、平成 18 年度と比較して 1.41 倍に上昇している。

1 養護老人ホームとは

養護老人ホームは、老人福祉法に基づき、原則として 65 歳以上で環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった高齢者を入所させ、食事サービス、機能訓練、その他日常生活上必要な便宜を提供することにより養護を行う施設である。（法第 20 条の 4 参照）

基本的には、食事や着替え・入浴等の身の回りのことは自分でできる方が対象であり、自立した日常生活をおくり、社会復帰できるよう支援する施設である。

（参考）特定施設入居者生活介護

養護老人ホームのうち、介護保険法に基づく「特定施設入居者生活介護」として指定されている施設のことをいい、生活相談員や支援員に加え、介護職員が配置されている。被措置者は施設と介護保険サービスに係る契約を行うことにより、施設が利用調整等を行い、養護老人ホームにしながら介護保険サービスを受けることができる。

※ 特定施設の指定を受けている施設は、「養護老人ホーム一覧（P. 114）」を参照。

※ 一般施設入所者（特定施設入居者生活介護事業（所）との契約者以外の被措置者のことをいう。）であっても、被措置者が介護サービス事業者と直接契約することで、介護保険サービスを利用することができる。

養護老人ホームの起源は、老衰・疾病・貧困などによって生活ができない人を保護する養老院にあり、明治 28 年に東京で宗教家により創立されたのが始まりである。昭和 4 年に公布された救護法により、救護施設のひとつに位置付けられたことにより、公費により委託救護費が施設に対して支払われる仕組みができた¹。その後、昭和 21 年公布の旧生活保護法に保護施設、昭和 26 年公布の生活保護法に養老施設として位置付けを変え、昭和 38 年公布の老人福祉法により、養老施設は低所得者等向けの養護老人ホームと、介護を必要とする人向けの特別養護老人ホームと、有料老人ホームより低額な軽費老人ホームに細分化された²。

¹ 吉田晴一「救護法における私設の救護施設が担う公的な救護の意義」

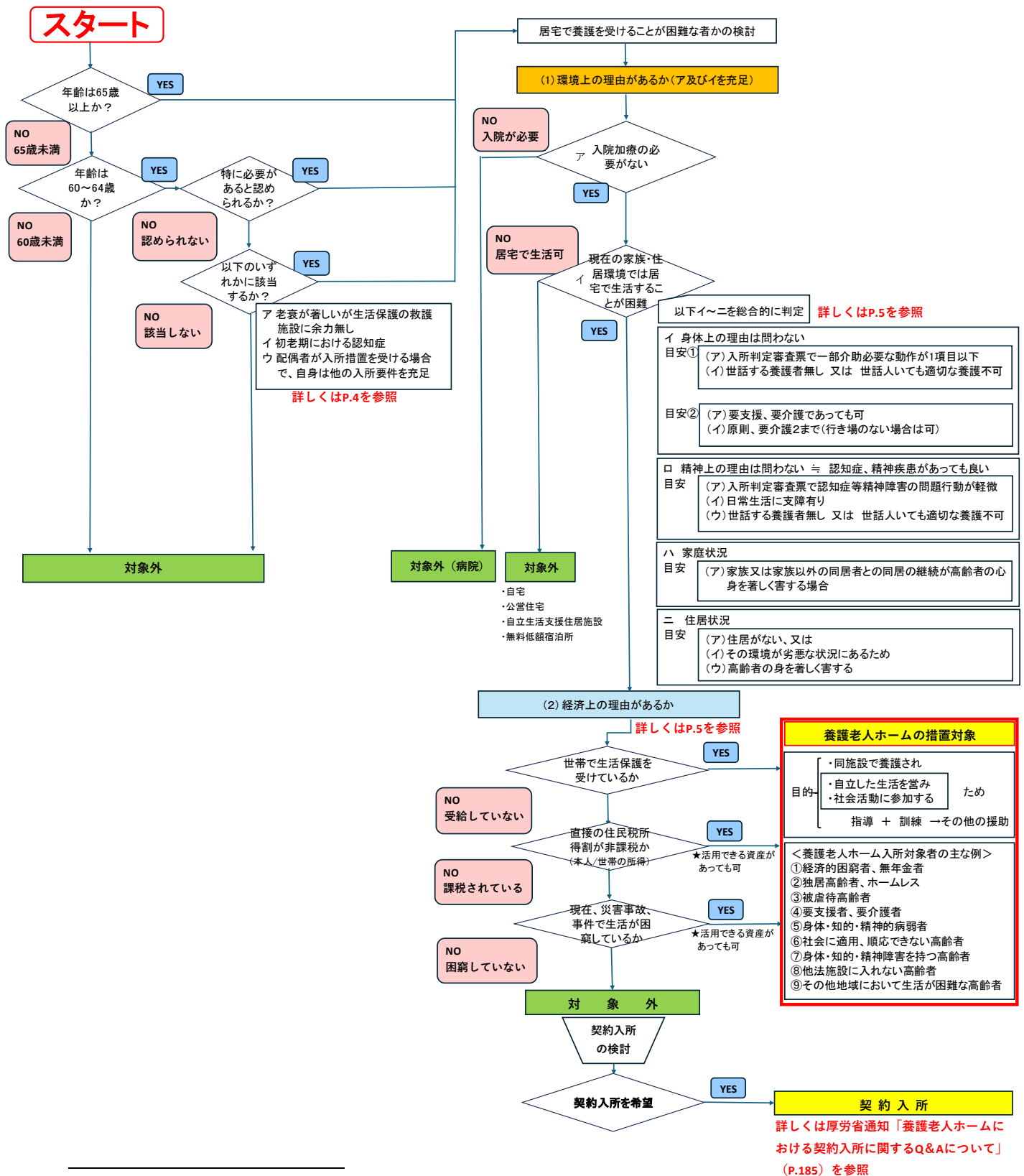
² 清水正美「養護老人ホームの歴史的変遷と盲養護老人ホームと他施設との入所要件について」

2 養護老人ホームの社会的役割と今後の課題について

- 養護老人ホームは、1990 年代後半の社会福祉基礎構造改革において社会福祉制度が「措置から契約へ」と転換されていく中で、高齢者のセーフティネットとして残された措置施設である。
- 介護保険制度での施設サービス、居宅サービスが「介護機能」を中心に進む中、介護保険施設やケアハウス、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など、居宅での生活が困難となった高齢者への支援について選択肢が増えてきた一方で、経済的問題（低所得、無財産）、身体的問題（要介護、身体障害、精神障害等）、家庭問題（無縁、虐待、DV）など様々な問題を抱えた高齢者にとっては、養護老人ホームが「最後の砦」となっていることは今も昔も変わらない。
- 奈良県では、65 歳以上人口の割合が全国平均を上回り、全国平均を上回る速さで高齢化が進む一方で、養護老人ホームに措置される入所者は減少しており、支援を必要とする高齢者に対して適切な対応ができていないのか、現状を評価した上で対応を考える必要がある。
- また、将来的な問題として、雇用や収入が不安定となる中で、非婚化により身寄りがないまま老後を迎える人や、現役時代の年金加入や貯蓄が十分でないため老後に生活困窮となる人などが増加していくことが懸念されています。20 年後、30 年後の社会では、高齢者のセーフティネットが今以上に重要となることが予想される。
- 地域共生社会の実現を目指すにおいて、養護老人ホームという貴重な社会資源とそれを支える人材・ノウハウを確実に引き継いでいくことが、非常に重要な課題となっている。

II 措置の実務

養護老人ホーム入所措置対象者となるかどうかについては、以下のフロー³により判断する。



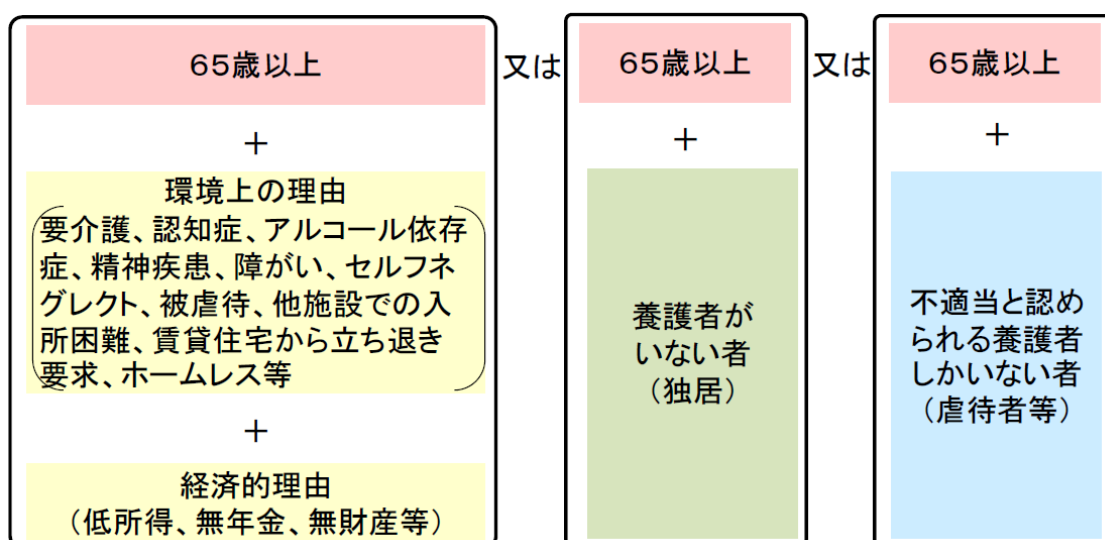
³ 社会福祉法人生光会・養護老人ホーム長安寮施設長(最終更新 2023/9/5)が作成したフローを参照して作成したもの

1 措置の基準について

(1) 老人ホームへの入所等（法第11条第1項参照）

市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- ① 65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難な者を当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
- ② 65歳以上の者であって、養護者がいないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であって、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。



(2) 65歳未満の者に対する措置（入所措置等の指針第8参照）

65歳未満の者であっても、特に必要があると認められるものは、上記①、②のいずれかの措置基準に適合すれば60歳以上の者について行うものとする。

また、60歳未満の者にあっても、次のいずれかに該当するときは、入所措置を行うものとする。

- ① 老衰が著しく、かつ、救護施設の入所要件を満たしているにも関わらず、救護施設に受け入れる余力がないため、救護施設への入所ができない場合
- ② 初老期における認知症（介護保険法施行令第2条第6号）に該当する場合
- ③ その配偶者が入所の措置を受ける場合であって、かつ、その者自身が入所基準のうち、年齢以外の基準に適合するとき。

(3) 具体的入所要件（令第6条、入所措置等の指針第5参照）

※①及び②のいずれにも該当する必要あり

① 環境上の事情（※「健康状態」及び「環境の状況」のいずれにも該当する必要あり）

事 項	基 準
健康状態 ＜判断の目安＞	基本的に介護が不要であり、入院加療を要する病態でない人が対象となるが、個々の状況に応じた健康状態と危険性に重点を置いて判断する。 なお、施設は、入所予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要であるが、その結果感染症に罹患し、又はその既往症があっても、一定の場合を除き、措置を行わない正当な理由には該当しない。 イ 身体上の理由は問わない。 【目安①】 （ア）養護老人ホーム入所判定審査票において一部介助が必要な日常生活動作の項目が1項目以下だが、世話をする養護者がいない又はいても適切に養護を行うことができない場合は可 【目安②】 （ア）要支援1～要介護2の場合であっても、健康状態や自立度を踏まえて判断（介護保険法8条22の反対解釈） （イ）要介護3以上の方は原則として特養で対応するが（介護保険法8条21、国の通知）、行き場のない場合は可 ロ 精神上的理由は問わない（認知症、精神疾患があっても可）。 （ア）入所判定審査票による認知症等精神障害の問題行動が軽微 （イ）日常生活に支障があり （ウ）世話をする養護者がいない又はいても適切に養護を行うことができない場合は可
環境の状況 ＜判断の目安＞	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。 ハ 家庭状況について、家族又は家族以外の同居者との同居の継続が高齢者の心身を著しく害する場合は可 ニ 住居状況について、住居がない、又はその環境が劣悪な状況にあるため、高齢者の身を著しく害する場合は可

② 経済的事情（※イ～ハのいずれかに該当すれば可）

イ 当該65歳以上の者の属する世帯が生活保護法による保護を受けていること。

ロ 当該65歳以上の者及びその者の生計を維持している者が市町村民税の所得割非課税である世帯^{※1}に属していること。

ハ 災害その他の事情^{※2}により当該 65 歳以上の者の属する世帯の生活の状態が困窮^{※1}していると認められること。

※1 活用できる資産があっても可

※2 その他の事情：事故、事件（被虐待含む。）等

（４）措置の受託義務（法第 20 条第 2 項参照）

養護老人ホームの設置者は、法第 11 条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

（５）措置の実施者（法第 5 条の 4 第 1 項参照）

居 住 地 等		実 施 者
居住地を有する高齢者の場合		居住地の市区町村
居住地を有しないか、明らかでない高齢者の場合		現在地の市区町村
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設及び厚生施設に入所している場合	入所前に居住地を有した場合	入所前の居住地の市区町村
	入所前に居住地を有しないか明らかではない場合	入所前の所在地の市区町村

① 居住地及び現在地の認定

イ 居住地として認定するもの

- ・ 実際にはその場所で生活していないが、現在地で生活していることが一時的に便宜であり、一定期間経過後にその場所に復帰することが期待される場所
- ・ 出身世帯のある高齢者が病院等に入院している場合の出身世帯の場所
- ・ 長期入院等により住居を引き払った高齢者の実施責任は、元の住所と同一管内の子どもの家に家財等が保管され、帰来先と認められる場合は、その場所
- ・ 出身世帯のない高齢者が軽費老人ホームや有料老人ホームに入所している場合は、当該施設の所在地

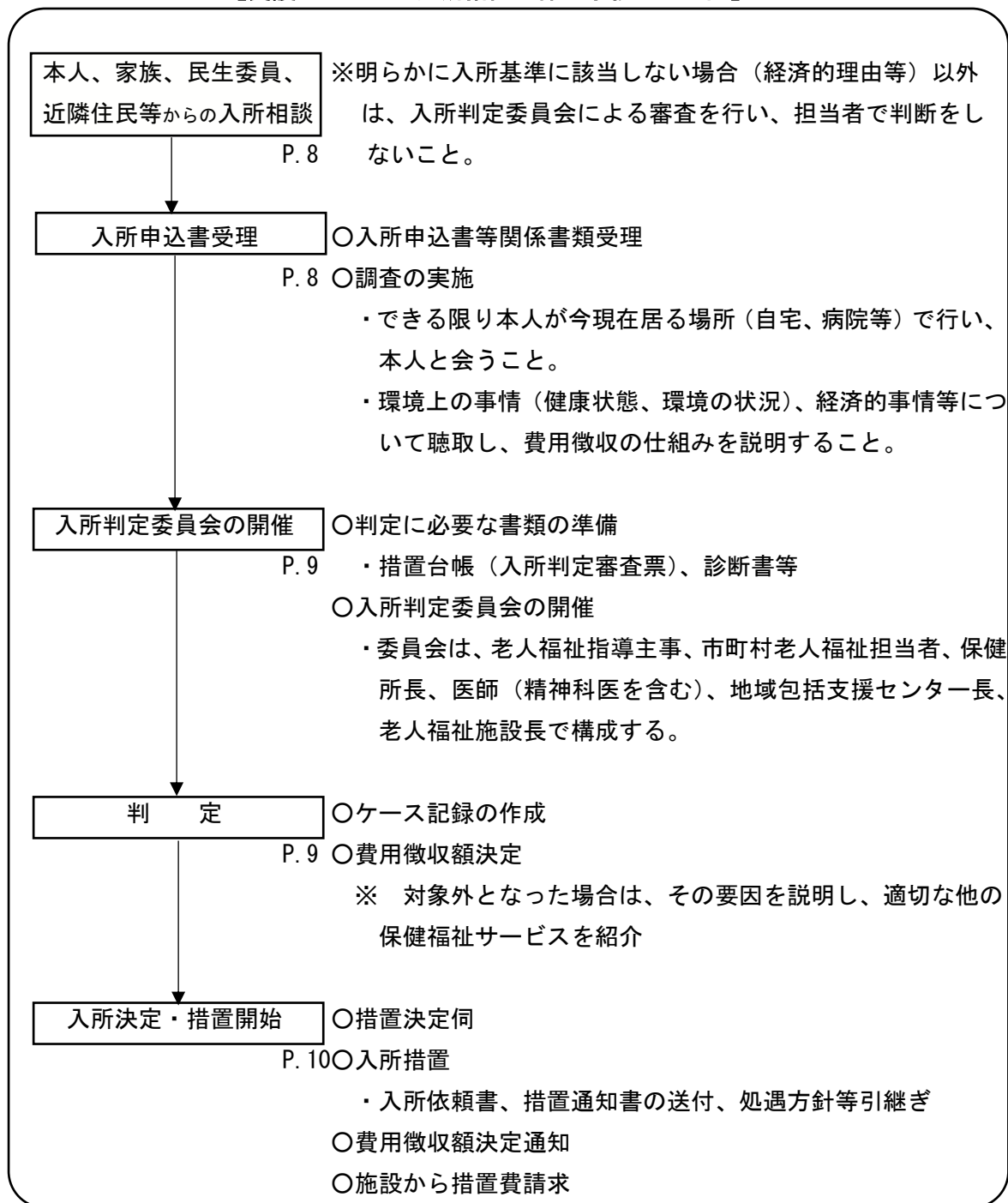
ロ 現在地として認定するもの

- ・ 生活保護法で規定する救護施設、更生施設、宿泊提供施設及び老人福祉法による養護老人ホーム、特別養護老人ホーム以外の社会福祉施設に入所並びに病院等に入院している者で、居住地のない者
- ・ 住所のない浮浪者など

※ 居住地と現在地＝生活の本拠として特定の場所に住居を有している場合を居住地による措置といい、生活の本拠として特定の住居のない者を現在地による措置という。

2 措置までの事務について

【養護老人ホーム入所措置に係る事務フロー図】





(1) 入所申込から措置まで

- ① 本人、家族、民生委員、近所住民、ケアマネージャー、地域包括支援センター、医療ソーシャルワーカー※からの入所相談

・面接記録票（参考様式 1・P. 89）、養護老人ホーム事前調査票（参考資料 1 8・P. 111）の作成、入所申込方法の説明

※経済的、心理的、社会的な問題に対して相談に応じたり、関係機関や職員との連絡・調整に努め、社会復帰の促進を図る役割の医療機関の職員

- ② 入所申込書受理

・老人ホーム入所申込書（参考様式 2・P. 90）と以下の関係書類を提出させる。

【本人の関係書類】

- ・戸籍謄本
- ・住民票（同居者全員記載のもので、内容省略していないもの）
- ・障がい者手帳の写し（所持している者のみ）
- ・医療保険証（健康保険被保険者証等）
- ・医療証又は受給者証の写し（所持している者のみ）
- ・介護保険証（介護被保険者証）の写し（所持している者のみ）
- ・収入申告書（参考様式 3・P. 92）
- ・同意書（参考様式 4・P. 94）
- ・収入額が確認できる書類（年金証書の写し、預金通帳の写し）
- ・必要経費額が確認できる書類（所得税等の納税証明書、社会保険料等の支払証明書等）
- ・診断書（参考様式 8・P. 101）（入所判定委員会開催までの提出で可）

※生活保護受給者の場合、診断書発行費用の負担についてケースワーカーに相談するよう助言すること。

- ・扶養義務者を確認し（確認方法は P. 58～60 を参照）、以下の関係書類を提出させる。

【扶養義務者の関係書類】

- ・経済状況を確認できる書類（源泉徴収票の写し、確定申告の写し、所得税等の納税証明書等）

- ③ 調査の実施

- ・できる限り本人が今現在居る場所（自宅、病院等）で行い、本人と会うこと。

- ④ 面接（面談マニュアル）

老人ホームへの入所措置は、一人の人間の後の人生を決定してしまうといっても過言ではない。しかるにその最初の相談時における対応には慎重かつ冷静な判断と自己の職務の重要性を十分認識しておく必要がある。

- （1）現在どういう生活をしているのか（生活歴、困っている点）
- （2）健康状態はどうか（通院・入院治療の必要性の有無）

- ・施設は共同生活の場、医療機関で治療を行っている者は入所できないことを説明
 - ・中間施設である老人保健施設などの紹介も必要ならば行う。
- (3) 心身の状態はどうか（疾病・障がいの有無、日常生活への支障の有無）
- (4) 環境上の問題はないか（住居の有無、広さ、築年数）
- (5) 他人との共同生活に問題はないか（アルコール依存や精神疾患の有無）
- (6) 在宅サービスの利用により在宅生活を継続できないか（現在のサービス受給状況）
- (7) 経済的状況はどうか（生保世帯又は市町村民税の所得割非課税世帯）
- (8) 家族等からの支援はないか（介助、金銭支援、家族等の考え）
- (9) 在宅で生活（介護）をしている者との公平を保つため、費用負担があることを納得してもらう。
- (10) 家族等が一方的に考えている場合もあるので、本人の意志を確認する。
- ※ 明らかに入所基準に該当しない場合（経済的理由等）以外は、入所判定委員会による審査を行い、担当者で判断をしない。
- ※ 入所要件を満たしていると思われる場合は、施設見学を進めてもよい。
- 施設には予め連絡し、施設での生活の概要を説明してもらう。
- ※ 最終的な入所決定は判定委員会によるため、「入所できます。」とは言わないこと。
- ※ 入所希望者が被保護世帯の場合、担当ケースワーカーへ養護老人ホームへの入所について連絡調整を行う。本人には、養護老人ホームへ入所後に生活扶助等は廃止され、医療費に不足が生じた場合のみ医療扶助を受けられることを説明する。救護施設入所者については、養護老人ホーム入所日の前日が救護施設の退所日となる。

⑤ 入所判定（入所要件は満たしているか）調査（入所判定委員会）

- ・医学的判定による要入院ではないか。
- ・日常生活動作、家族及び住居の状況から養護老人ホームの対象者か。
- ・入院の必要性のある問題行動はないか。
- ・経済的要件（市町村民税均等割以下）を満たしているか。

イ 作成書類

- ・養護老人ホーム措置台帳（入所判定審査票）（参考様式5・P.95）

ロ 入所判定委員会の設置

- ・委嘱した委員の意見を聞く。

※ 入所判定委員会は、老人福祉指導主事、市町村老人福祉担当者、保健所長、医師（精神科医を含む）、地域包括支援センター長、老人福祉施設長で構成する。

（入所措置等の指針第3参照）

⑥ ケース記録（参考様式6・P.99）の作成

（参考）身寄りのない高齢者の場合の対応として、施設側から身元引受人を求められたことがない市町村もあるが、身元引受人を求められた場合に市町村が身元引受人になっているケースもある。

⑦ 費用徴収額決定

- ・書類確認（年金証書の写し、預金通帳の写し等受理、扶養義務者からは前年分給与所得の源泉徴収票か、前年分確定申告書の写し又は前年度の所得税課税証明書、さらに前年度市町村民税課税証明書）
- ・本人が認知症など提出困難と思われる場合は、先の同意書を基に老人福祉法第5条の4第2項第2号に基づき職権調査
- ・費用徴収額の算定方法については、P. 51 を参照

⑧ 措置決定伺

- ・都合のいい入所日、移送日を本人、家族、施設と詰めておく。

⑨ 入所措置

- ・養護老人ホーム措置台帳（入所判定審査票）（参考様式5・P. 95）、ケース記録（参考様式6・P. 99）を作成する。
- ・入所施設に対し、入所依頼書（参考様式9・P. 102）により入所の依頼を行い、承諾があった場合は、入所開始報告書（参考様式10・P. 103）を徴する。
- ・措置通知書（参考様式11・P. 104）を送付（手交）するとともに、入所施設へは、措置台帳（写）、診断書（写）を送付（手交）する。
- ・処遇方針等引継ぎ、所持品、所持金等財産を確認

⑩ 移送費の支出

養護老人ホームへの入所等で、被措置者に資力が無く、その異動にかかる費用（交通費）の負担が困難な場合に、係る費用の最低限度額を措置市町村が支弁する。

[対象要件]

○養護老人ホームへ入所する際の、自宅等から養護老人ホームまでの交通費

○養護老人ホームから退所する際の、養護老人ホームから退所後の生活拠点までの交通費

○養護老人ホームから医療機関へ入院または退院する際の、養護老人ホームと医療機関の間の交通費

※養護老人ホームへの見学・事前面談に係る交通費は自己負担

＜公共交通機関を利用する場合＞

あらかじめ、移送に係る費用を計算し、立替払い等により、入退所等で被措置者を随行する際に、その金額を支給する。

※家族等が付き添う場合、家族分の交通費は支弁できない。

＜タクシーを利用する場合＞

被措置者の心身の状況や、入退所の際の身の回り品の運搬などの理由により、公共交通機関での移動が難しい場合は、タクシー（福祉（介護）タクシーを含む）を利用しても差し支えない。その際、各措置市町村担当者が必ず同乗し、公共交通機関を利用する場合と同様に処理する。

※被措置者の移送後、措置市町村担当者の復路については、特段の理由がない限り公共交通機関を利用する。その際の交通費は、老人保護措置事務費の普通旅費から支出する。

- ⑪ 養護老人ホーム費用徴収額決定（変更）通知書（参考様式 12・P.105）（本人、扶養義務者宛）送付

・翌月調定、納付書発送

※以後、毎月調定、発送、収入消込み

- ⑫ 施設から老人保護措置費請求

・事務費：各月初日の被措置者ごと算定した金額

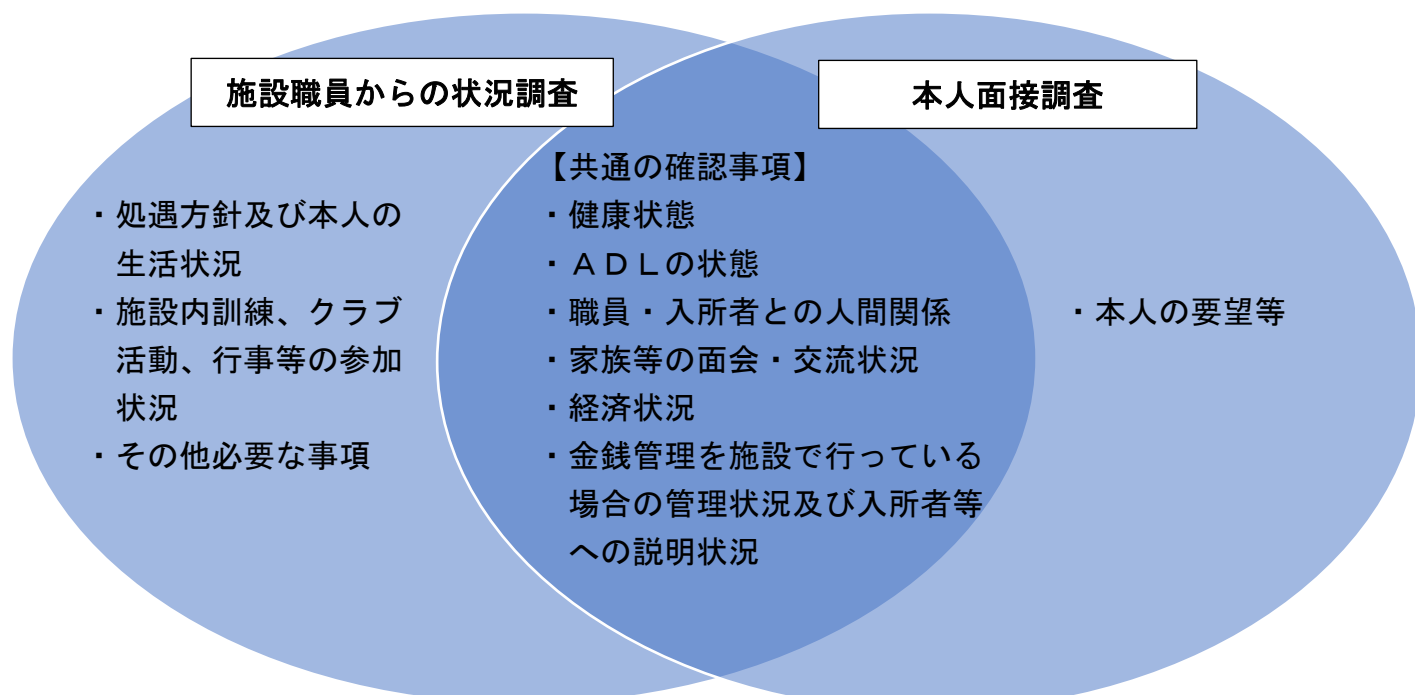
・生活費：日割計算

生活費支弁月額×当該月の実措置日数÷30日又は当該月の実日数

3 措置後の事務について

（１）措置後の訪問調査

措置の実施者は、年１回は施設を訪問し、入所継続の要否の見直しを行う。



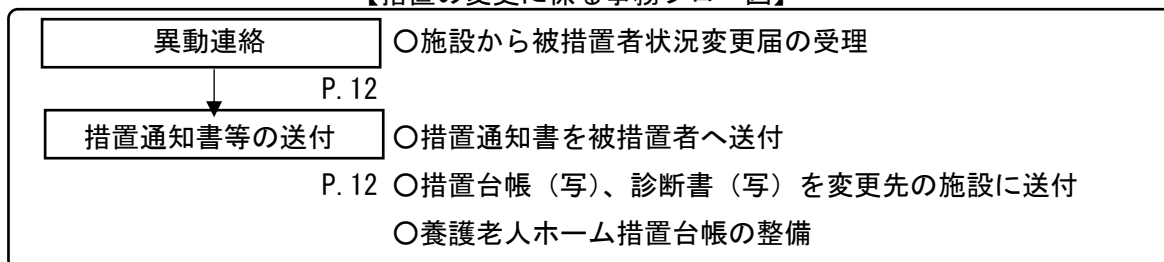
※ＡＤＬ（Activities of Daily Living 日常生活を送るうえでの基本的な動作。歩行・排泄・食事・入浴・着脱衣等の動作のこと。）

(2) 措置の変更

養護老人ホームへの入所措置を取られている者が、他の措置を取ることが適当であると認められるに至った場合は、その時点において措置を変更する。この「措置の変更」とは、「措置替え」をいうものであり、入退院は「措置の変更」に含まれない。

通常、措置替えを行う場合とは入居者同士のトラブルなどで施設変更を行わないと日常生活が維持できないなど。

【措置の変更に係る事務フロー図】



- ① 施設長は、被措置者について措置の変更・停止・廃止を必要とする事由が生じたと認めるときは、被措置者状況変更届（参考様式 13・P. 106）により市町村に届け出なければならない。被措置者について、入退院があった場合、それ自体は措置の変更には該当しないが、措置の変更・停止・廃止を必要とする事由となりうるため、同様に届け出なければならない。

② 措置替えに係る事務手続き

被措置者状況変更届の受理後、以下の手順により変更を行う。

イ 措置通知書を施設長、当該被措置者へ送付（手交）するとともに、変更先の施設には、措置台帳（写）、診断書（写）を送付（手交）する。

ロ 養護老人ホーム措置台帳（ケース記録）には、措置替えに至った経過等を記録、整備しておくこと。

（参考）別の養護老人ホームへ転所に伴う事務手続

被措置者が、別の養護老人ホームへ転所する場合に、措置の入退所処理を行う。

なお、同一養護老人ホームであっても、一般施設と特定施設の異動の場合も同様の処理を行う。

養護老人ホームから提出された被措置者状況変更届を基にして、別の養護老人ホームへ転所する場合は、入所申込書受付から決定までの事務を通常どおり行い、措置廃止通知書、措置通知書等の決裁後、被措置者、扶養義務者及び養護老人ホームへ措置通知書を交付する。

なお、入所中の養護老人ホームの退所日は、転所先施設の入所日の前日とする。

同一施設内の異動（一般施設⇄特定施設）の場合は、措置通知書以外の入所依頼等関係書類は廃棄して差し支えないが、ケース番号が変わるため措置通知書は各々に交付する。費用徴収金の徴収を口座振替で行っている場合は口座情報が解約される可能性があるため、口座情報の再登録を行う（被措置者からの再登録依頼は不要）。

③ 被措置者の入退院に係る事務処理

被措置者の入退院について、措置の変更・停止・廃止の必要を認めない場合は、以下の手順により処理する。

イ 被措置者状況変更届（入院の場合は診断書を添付）の受理

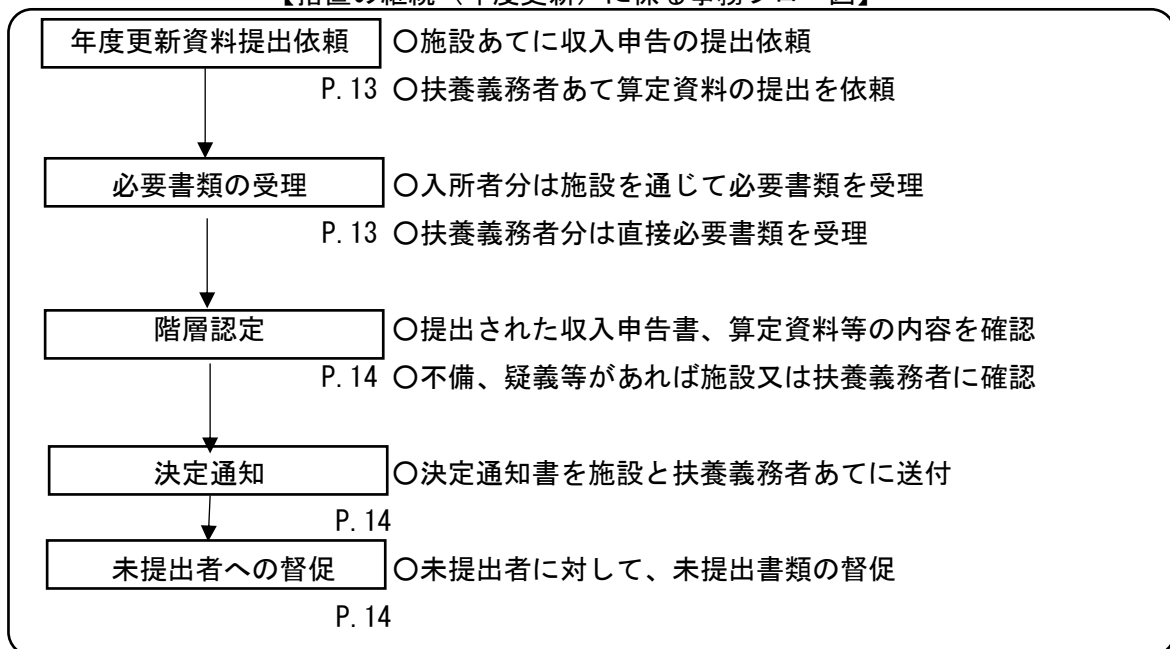
ロ 措置台帳（ケース記録）に必要事項（入院の場合は入院年月日、事由、入院先、退院見込み、退院の場合は退院年月日等）を記録しておくこと。

※ 施設長等に対する通知は不要。

（３）措置の継続（年度更新）

毎年、「Ⅴ費用徴収について」を参考に、７月から翌年６月分の費用徴収基準額について、年度更新（階層の再認定）を行う。

【措置の継続（年度更新）に係る事務フロー図】



① 入所者に係る事務

イ 収入申告書類等の提出

措置市町村から各養護老人ホームあて、費用徴収階層の年度更新にかかる収入申告の提出依頼を行う。

養護老人ホームは、入所者の収入申告書類を措置市町村ごとにとりまとめ、各市町村あてに提出する。

ロ 収入申告書類の内容確認

提出された内容について対象収入を確認する。多床室や特養申込み、階層変更等の減免があるものについては、間違いが無いよう注意する。

ハ 階層認定・決定通知

老人ホーム費用徴収額決定通知書（参考様式 12・P. 105）を本人及び養護老人ホームへ交付する。

※ 申告書類に不備等があった場合は、養護老人ホームへ連絡し、内容確認及び資料の追加提出等を依頼する。

※ 年度更新により、費用徴収階層が新たに 1 階層になった者や、1 階層でなくなった者について、介護保険料加算の確認及び変更入力等も漏れのないよう注意する。

ニ 未提出者への督促

全対象者について未提出書類等を督促・徴取するなどし、決定を行う。

未確認事項等がある場合は、いったん前年度階層等で決定し、後日、内容が確認できしだい遡及して再算定を行う。その際に差額が生じた場合は、還付（充当又は返還）する。

② 主たる扶養義務者に係る事務

イ 課税資料等の提出依頼

扶養義務者へ課税資料等の提出を依頼する。

※ 扶養義務者が複数人いる場合は、全員分の課税資料を提出させ（又は税ツールで確認し）、その最も納税額の高い者を主たる扶養義務者と認定する。主たる扶養義務者に変更が生じる場合は関係者情報の変更を先に行ったうえで、変更したことを適切に記録する。

ロ 課税資料等の内容確認

被措置者と同様に、提出された課税資料又は同意書の確認を行う。

ハ 決定通知

被措置者と同様に、老人ホーム費用徴収額決定通知書を主たる扶養義務者へ送付する。

ニ 未提出書類の督促

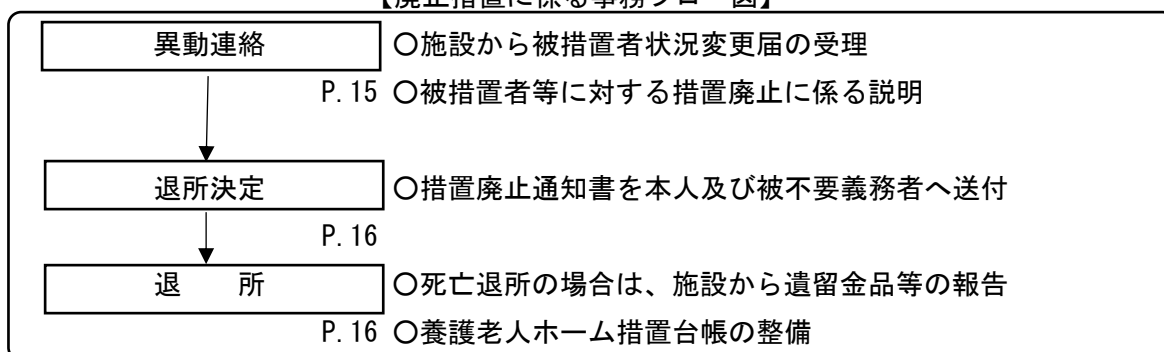
主たる扶養義務者の収入申告に未提出書類がある場合、課税状況申告書等の提出を督促する文書を対象者へ送付する。

ホ 主たる扶養義務者の変更

主たる扶養義務者に変更が生じた場合は、上記イ～ニの事務を行う。

（４）措置の廃止

【廃止措置に係る事務フロー図】



①当該措置を受けている者が次のいずれかに該当する場合、措置を廃止するものとする。

- イ 措置の基準に適合しなくなった場合（家族引取り等を勘案して廃止年月日決定）
- ロ 入院その他の事由により施設以外の場所で生活する期間が３カ月以上にわたることが明らかに予想される場合、又は概ね３カ月を超えるに至った場合（長期入院見込みにより措置を廃止する場合は、診断書を徴し、入院見込みを確認したうえで廃止年月日決定）
- ハ 被措置者が本人の希望、家族引き取り等により退所した場合（退所日の翌日付廃止）
- ニ 被措置者が死亡した場合（死亡日の翌日付廃止）

【参考】現在養護老人ホームに入所措置をしている者に多額の預貯金があることが判明した場合の措置の廃止及び契約入所への切り替え対応について

法第 28 条第 1 項に「その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる」とあり、多額の預貯金があることに伴い令第 6 条第 2 号の経済的理由が満たされなくなり、「老人ホームへの入所措置等の指針について」第 7. 3. (1) に基づき廃止し、契約入所への切り替えを行うことは可能である。

しかし、市町村の「老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則」において、収入を基準として徴収金を算定しており、預貯金額は考慮されていない場合は、預貯金額に応じた措置の廃止をすることはできないものと考ええる。

なお、預貯金額に応じて徴収額の増額又は措置の廃止を行おうとする場合は、市町村の規則改正を行い、預貯金額に応じた費用負担の変更や措置の廃止をする金額の基準を明記することが必要と考える。そして、措置を廃止となった場合には、本人及び家族に説明して了解を得て実施することが必要である。更に、再び、経済的に困窮するなどの措置要件に該当する場合は措置をすることが必要と考える。

② 措置の廃止に係る事務

イ 被措置者状況変更届の受理

- ・ 被措置者の入院に係る届の場合は、診断書を添付
- ・ 被措置者の死亡に係る届の場合は、次に掲げる書類を添付
 - (ア) 死亡証明書
 - (イ) 遺留金品明細書
 - (ウ) 葬祭費明細書（法第 11 条第 2 項の規定により葬祭の措置をとる場合）
 - (エ) その他参考資料

ロ 措置の解除に係る説明等

措置廃止を行う際は、老人福祉法第 12 条に基づき、被措置者及びその家族に対し措置廃止理由を説明したうえで、退所手続きを進める。廃止後の行き先等について相談があった場合は、被措置者・家族から希望を聞き取り、養護老人ホームや入院先医療機関等と調整し、必要な情報を提供する。

ハ 被措置者が退所を希望した場合

被措置者及びその家族等が養護老人ホームを退所し、居宅等への復帰を希望した場合、身体の状態、家事等の生活維持能力、資力等を十分に確認し退所事務を進めること。

また、必要に応じて、介護保険サービスや、奈良県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業等の情報提供を行い、地域包括支援センター等への連携を行う。

ただし、被措置者等から退所希望があった場合は、措置解除の理由を伝える必要はない。

二 退所決定

措置通知書を、施設長、当該被措置者へ送付する。

ホ 退所

養護老人ホーム措置台帳（ケース記録）を整備する。

ヘ 入所者の失踪、無断退所等の場合の取扱いについて

失踪や無断退所により措置廃止をする場合は次の手順により行う。

- (ア) 入所施設からの無断退所や失踪の連絡があれば、各施設に最寄りの警察署に捜索願又は保護願を提出するよう依頼するとともに、本人の親族等へ状況を連絡する。
- (イ) 本人の最近の状況や失踪の原因となるようなことがなかったかどうか、施設に対し事情聴取をおこない、本人の行き先として可能性のある所へ問合せを行う。
- (ウ) 本人の所在が確認できない場合
 - 親族がある場合

- ・ 親族に失踪から現在（親族への説明日）までの経過を説明したうえで、措置を廃止する旨の提案をし、親族の同意のうえで措置廃止を決定する。その際本人発見時の対応（連絡方法・再措置等）について確認しておくこと。

○親族等の身よりがない場合

- ・ 民法第 98 条第 2 項に基づく公示による意思表示の申立てを行い、簡易裁判所の許可に従って、裁判所掲示板並びに措置市町村等の掲示板及び措置施設の掲示板等に 2 週間（掲示開始日から起算）の掲示を行う。掲示を行うことにより、当該通知が相手方に到達したものとみなす。

（５）葬祭の委託

養護老人ホームにおいて被措置者が死亡した場合、その葬祭を行うものがないときは、法第 11 条第 2 項に基づき、葬祭依頼書（参考様式 14・P. 107）により、葬祭の委託を行う。委託を受け、葬祭を実施した施設長は、葬祭実施報告書（参考様式 15・P. 108）を市町村に提出しなければならない。

① 遺留金品の充当

法第 27 条に基づき、措置市町村が葬祭委託を行う場合で、被措置者に遺留金品がある場合は、それを葬祭費に充当することができる。なお、遺留品については、遺留金（現金）が葬祭費に不足している場合に、換金価値のある遺留品を売却し、葬祭費に充当することができる。

原則として、預金通帳にある金額は、本人死亡後に措置の実施者であっても出金することはできないため、葬祭費へ充当することができない。

遺留金品の充当について、被措置者に他の債務がある場合でも、葬祭費への充当を最優先できる。

（参考）ゆうちょ銀行口座の葬祭費用の払戻しについて

被措置者がゆうちょ銀行に通常口座を有している場合は、「行路死亡人等の郵便貯金の払戻しについて（昭和 29 年 4 月 1 日郵 1 業第 304 号郵政省貯金局長通達）」に基づき、葬祭費用の払戻しを行うことができる。ただし、ゆうちょ銀行の発足により、先の貯金局長通達は廃止され、実務のみ引き続き行われているため、明確な様式は定められていない。記載等については、その都度、提出先郵便局へ確認する。

[提出書類]

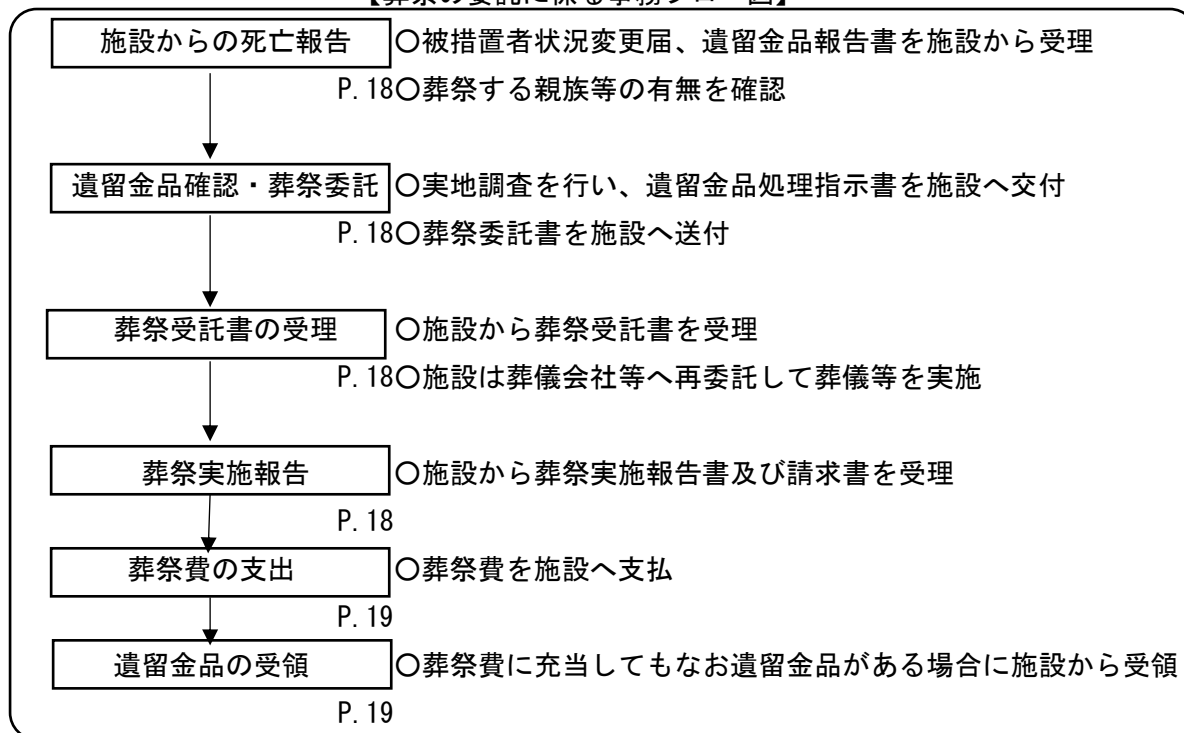
- ・ 死亡人の葬祭に要する費用への充当で、その費用の範囲の払戻し額であることを記載した事由書
- ・ 相続人の扶養義務者又は埋葬（火葬）を行う者がいない又は明らかでないことの証明書
- ・ 後日、正当権利者が判明し、払戻金の返還請求があった場合に応ずる旨の表意書

※ 法第 27 条の規定により、葬祭委託を行う場合は、他の債権に優先すると規定されているため、結果として、払戻金の返還請求があったとしても応じる必要はない。

② 葬祭委託と葬祭費の支出

葬祭委託が必要な場合は、次のとおり葬祭を施設へ委託し、被措置者の遺留金品がその費用に不足する場合は、不足する費用分を措置市町村が負担する。

【葬祭の委託に係る事務フロー図】



イ 死亡報告

電話連絡又は被措置者状況変更届により、施設から措置市町村へ死亡報告を行う。その際、死亡した被措置者の葬祭を行う者があるか確認し、ない場合は葬祭委託を行う旨、施設へ伝える。

また、葬祭費に被措置者の遺留金（ゆうちょ銀行の普通口座を含む。）を充当させるため、遺留金の額についても確認する。

ロ 遺留金品確認・葬祭委託

被措置者の遺留金品を確認し、遺留金及び換金価値のある遺留品を確認し、葬祭費に充当するよう、遺留金品処理指示書により施設へ指示する。

ハ 葬祭委託

遺留金品処理指示書と併せて、葬祭委託書、葬祭受託（不受託）書、葬祭執行報告書、葬祭費支払請求書を送付し、葬祭受託（不受託）書の提出を求める。

ニ 葬祭実施報告

施設は、措置市町村へ葬祭受託（不受託）書を提出し、葬儀を行う。ただし、実際には、葬儀事業者が施設から委託を受け、葬祭に係る事務を執り行う。

葬祭執行後、施設から葬祭実施報告書及び葬祭費支払請求書を提出させ、葬祭費の支出を行う。

ホ 葬祭費の支出

施設へ葬祭費を支払う。

ヘ 遺留金品の受領

葬祭費に充当してもなお、被措置者の遺留金品がある場合は、「(7) 遺留金品の取扱いについて」により、いったん措置市町村にて遺留金品を受領し、相続人調査を行った後に、相続人へ引き渡すか、相続財産清算人の選任申立てを行う等して、遺留金品を処分する。

ト 遺骨の取扱い

葬祭執行した者の遺骨について、「刑法」及び「墓地、埋葬等に関する法律」によりむやみに処分することができないため、その取扱いには注意する。

相続人等が不明の場合は、いったん遺留品等と併せて受領し、相続人調査のうえ、相続人へ受取を依頼する。

斎場が遺骨を保管する場合もあるので、斎場へ相談し、保管可能であれば火葬後に引き渡す。

また、施設によっては、施設内に身寄りのない方のための納骨堂等がある場合もあるため、確認のうえ、保管可能であれば依頼する。

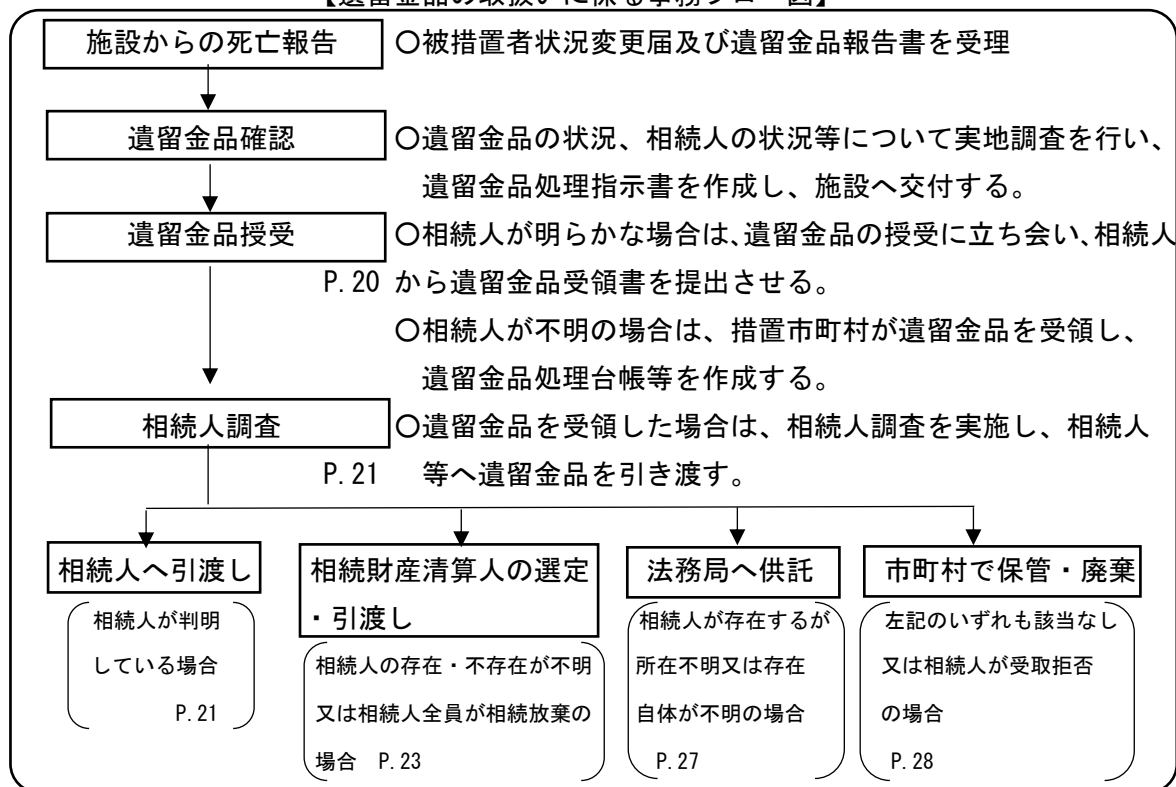
上記のいずれも難しい場合は、宗派を問わず納骨可能な寺等へ納骨する。

(6) 遺留金品の取扱い

① 遺留金品の取扱い

養護老人ホームへ措置している被措置者又はやむを得ない事由により特別養護老人ホーム等へ措置している被措置者が死亡した場合は、次のとおり処理を行う。

【遺留金品の取扱いに係る事務フロー図】



② 遺留金品授受

イ 遺留金品の引渡し

引渡先に係る故人の意思を確認するため、まず、本人の遺言書又は入所施設との死因贈与契約書が存在しないか確認する。

被措置者の相続人が明らかな場合に、代表者に行う場合は法定相続人全員の承認が必要となる。それができない場合は、法定相続人全員の承認が得られるまで引き渡さないか、現金等であれば、「③相続人調査」(P. 21)を行った後に、該当者の相続割合分のみ引き渡すといった方法がある。

被措置者の死亡から遺留金品の引渡しまでに期間を要する場合を除き、相続人への引渡しまでの間は、施設で遺留金品を保管してもらうよう依頼する。

施設で遺留金品の引渡しを行う際は、可能な限り立会いを行い、遺留金品を受領する相続人から遺留金品受領書を提出させる。

なお、被措置者の遺留金品の中に多額の預貯金があったとしても、それまでに市町村が被措置者に対して支出した老人保護措置費について、預貯金を返還させて充当することはできない。これは、老人福祉法に返還義務に係る規定がないためである。

ロ 遺留金品の受領

相続人の所在や存在が不明の場合は、相続人調査の実施により判明した相続人へ連絡し、遺留金品を引き渡すことになるため、相続人調査に時間を要する場合は、措置市町村にていったん遺留金品を受領する。

被措置者の相続人はいるが、遠方で遺留金品の受領までに期間を要する場合や、相続人が所在不明や存在不明等の場合は、措置市町村が施設から遺留金品を引き取る。

ただし、換金価値のない遺留品（衣服等の身の回り品等）については、施設へ廃棄を依頼するか、それにより難しい場合は、措置市町村で預かった後に複数人での立ち会いのもとで廃棄する。

遺留金品報告書にて報告を受けた遺留金品については、全てに対し遺留金品処理台帳を作成し、措置市町村で預かった遺留金は一時取扱金として収入し、遺留品は遺留品保管簿を作成し市町村役場内の倉庫等で保管するが、通帳と印鑑がある場合は保管場所を別にするなど、遺留品に係る事故・盗難が生じないように注意する。

また、保管している遺留品については、定期的に保管簿に記載された遺留金品と相違ないか確認を行う。作成した遺留金品処理台帳と遺留品保管簿は、簿冊にて保管する。

※ 遺留品保管簿には廃棄した物についても記録する。

③ 相続人調査（留意事項第5参照）・相続人への引渡し

老人福祉法第5条の4第2項第2号に基づき、被相続人の戸籍謄本を取得する職権調査を行う。措置市町村にて預かった被措置者の遺留金品の取扱いについて、留意事項第5に基づき、生活保護法第76条の規定に基づく処分の例により取扱うのが望ましいとされており、また、生活保護法施行規則第22条第2項には、遺留金への充当になお残余が生じた場合は、速やかに相続財産清算人選任申立を行い、その相続財産清算人へ引き渡すよう定められている。

また、遺留金品管理の観点においても、速やかに相続人へ引き渡すのが望ましいと考えられる。

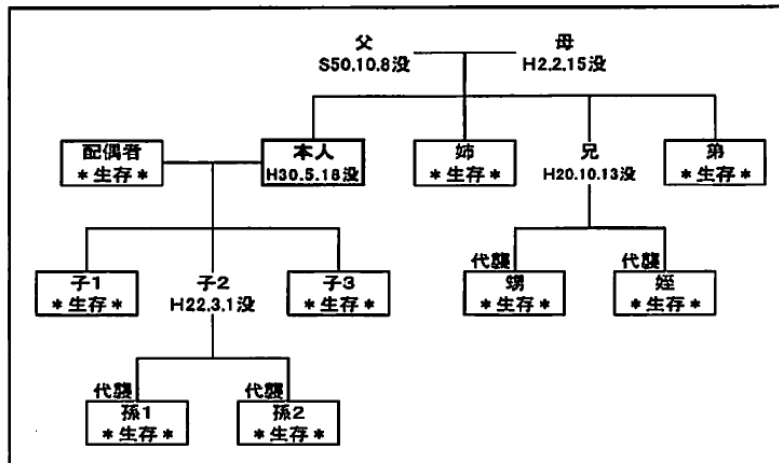
イ 相続人の範囲

民法第886条から第890条のとおり、配偶者及び親、子、直系兄弟姉妹が被措置者の相続人となる。ただし、配偶者は常に相続人になるが、その他の親族については、次に掲げる順位により相続する。養子の場合についても、実子と同様に相続が発生する。

（第1順位）子 （第2順位）両親、祖父母 （第3順位）直系の兄弟姉妹

※ただし、子・兄弟姉妹が、被措置者より先に死亡している場合、その子が代襲相続し、他の者と同等に相続権を有する。

【参考：相続人の範囲】



□ 法定相続分

民法第 900 条により、相続人が相続することができる割合が定められている。ただし、被措置者が遺言等により別途定めている場合を除く。

同順位の相続人が複数いる場合は、等しい割合で相続する養子の場合も、実子と同様の相続分となるが、異母・異父兄弟姉妹については、同父母兄弟姉妹の $1/2$ の割合となる。

※配偶者の法定相続は次のとおり

相続人		法定相続分
配偶者と子が相続人となる場合	配偶者	$1/2$
	子	$1/2$
配偶者と直系尊属が相続人となる場合	配偶者	$2/3$
	直系尊属	$1/3$
配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合	配偶者	$3/4$
	兄弟姉妹	$1/4$

ハ 戸籍・住民票の公用請求

措置市町村から被措置者及びその相続人の本籍地のある市区町村に対して、老人福祉法第 5 条の 4 第 2 項第 2 号に基づき、公用請求依頼書にて戸籍を公用請求する。本籍地が不明の場合は、住民票を請求し本籍地を確認する。

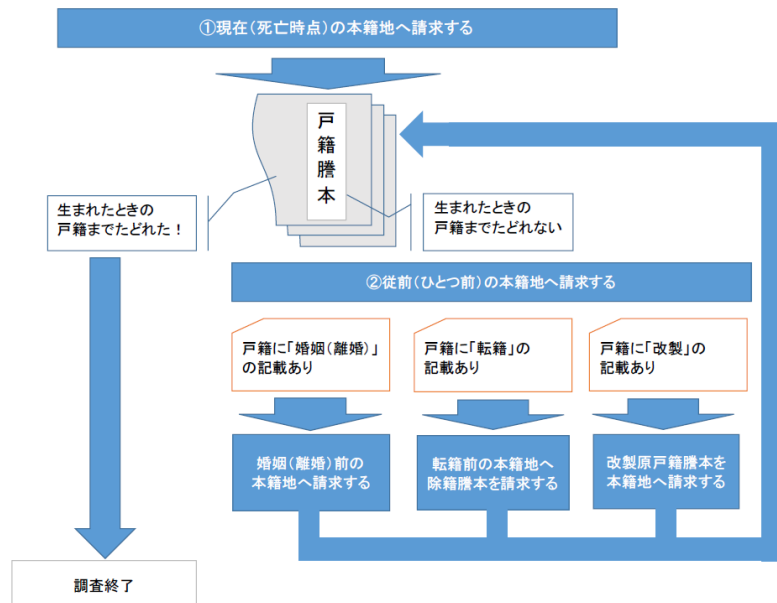
回答のあった戸籍等で全ての相続人が確認できない場合は、さらに追加して不足している相続人に係る戸籍謄本（必要に応じて改製原戸籍謄本※¹、除籍謄本※²）及び住民票を公用請求する。法定相続人全員を確定させるためには、基本的に被相続人の出生から死亡までの全ての戸籍の確認が必要となり、第 3 順位（兄弟姉妹）の相続となる場合は、それに加えて被相続人の父母の出生から死亡までの全ての戸籍の確認が必要である。各相続人の現在戸籍が判明したら、戸籍の附票（本籍を定めた時以降の住民票の異動履歴等が記載されたもの）を取得し、各相続人の住所を確認する。

公用請求のため戸籍及び住民票の発行手数料は不要だが、請求にかかる郵便料金が必要となる。

※ 1 戸籍の形式を変更する法改正によって閉鎖された古い形式の戸籍

※ 2 婚姻、死亡などにより戸籍に誰もいなくなったことにより閉鎖された戸籍

【戸籍のたどり方⁴⁾】



二 相続放棄

被措置者が死亡した場合、その相続人は次のいずれかにより相続または相続放棄する。

- (ア) 相続人が被措置者の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ単純承認
- (イ) 相続人が被措置者の権利や義務を一切受け継がない相続放棄
- (ウ) 被措置者の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ限定承認
ただし、相続人が「(イ) 相続放棄」又は「(ウ) の限定承認」を行う場合は、被措置者が死亡したことを知ってから原則として3箇月以内に、被措置者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所へ申述する必要がある。

相続人が相続放棄を希望する場合は、申述先に家庭裁判所の担当窓口を案内し、申述が受理された後に交付される申述受理証明書の写しの提出を求める。相続人から申述受理証明書の提出が望めない場合は、相続放棄・限定承認照会書により、措置市町村から家庭裁判所へ照会することにより、確認することができる。

④ 相続財産清算人の選任・引渡し

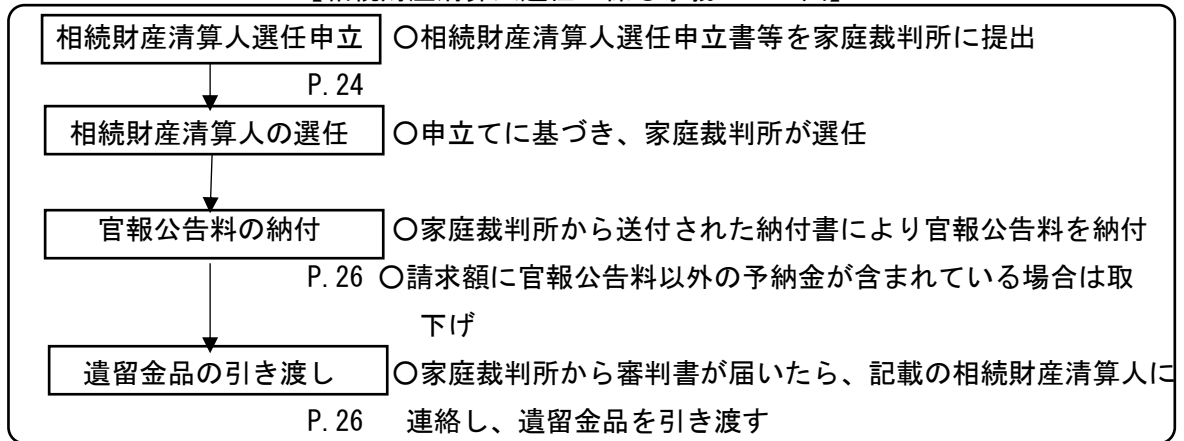
相続人調査の結果、被措置者の相続人の存在・不存在が明らかでない場合（相続人全員が相続放棄した場合も含む。）、生活保護法第76条及び生活保護法施行規則第22条の規定に基づく遺留金品の処分の例に従い、利害関係人として市町村から被措置者の最後の住所地の家庭裁判所へ相続財産清算人選任申立を行うことができる。

ただし、相続財産清算人選任申立費用のうち、その相続財産の内容によって予納金（財産整理に係る弁護士等の事務経費）を請求される場合、予算措置していない場合は、その費用を負担することができないため、選任申立を取り下げる。しかし、被措置者に係る相続財産に現金、預貯金等が潤沢にある場合などは、予納金が請求されず、申立の手続きを行える可能性

⁴⁾ 令和3年3月 埼玉県空き家対策連絡会議「相続人の調査方法マニュアル」P.14
<https://www.pref.saitama.lg.jp/documents/124019/210312souzokunin-manual.pdf>

があるため、念のため裁判所に確認することが望ましい。なお、費用徴収金に未納がある場合は、相続財産清算人の清算により返還される場合がある。清算後になお残った遺留金品は、国庫に帰属させることになる。

【相続財産清算人選任に係る事務フロー図】



イ 相続財産清算人選任申立

被措置者の最後の住所地（死亡時の住民票上の住所地）の家庭裁判所へ、相続財産清算人選任申立書及び関係書類を提出する。

裁判所名	担当係	所在地	電話	管轄市町村
奈良地方・家庭裁判所	書記官室 財産管理係	〒630-8213 奈良市登大路町 35	0742-88-6521	奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町
葛城支部	書記官室 財産管理係	〒635-8502 大和高田市大字大 中 101-4	0745-40-2517	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、高取町、明日香村、川西町、三宅町、田原本町、宇陀市、曽爾村、御杖村、東吉野村
五條支部		〒637-0043 五條市新町 3-3-1	0747-23-0261	五條市、十津川村、野迫川村、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、吉野町、川上村、上北山村、下北山村

[提出書類]

家庭裁判所へ提出した書類は返却されない。また、事案によっては追加資料を求められることがある。

- 家事審判申立書（家庭裁判所指定の様式）
- 遺産目録（家庭裁判所指定の様式）
 - ・判明している財産（遺留金品）を全て記載する。
 - ・判明している被措置者の債務（未収の費用徴収金、他の借金等）も全て記載する。

● 遺産の裏付け資料

- ・遺産目録に記載した項目を証明する書類（通帳の写し等）

● 被措置者に相続人が存在しないことを明らかにする書類

- ・被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の子（及びその代襲者）が死亡している場合、その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の兄弟姉妹が死亡している場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・代襲者としてのおい又はめいが死亡している場合、そのおい又はめいの死亡の記載がある戸籍（除籍、改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の住民票除票又は戸籍附票

● 副本一式

上記の提出書類の副本（コピー）を用意する。

[申立費用、予納郵便切手]

● 申立費用（収入印紙） 800 円

● 郵便切手 1,550 円

〔内訳〕 350 円×1 枚、110 円×10 枚、10 円×10 枚

※ 奈良家庭裁判所の場合の金額のため、他の家庭裁判所については確認が必要。

[相続財産と予納金]

相続財産清算人が財産管等の事務の遂行に要する費用は、管理財産（被措置者の相続財産）から支出されることとなっているが、清算人を選任する時点で一定程度の金額がなければ、相続財産清算人は事務に着手できず、財産回収や換価等を行えない。

上記の相続財産清算人の活動資金として必要とされている金額は、流動資産（現金、預貯金等）で 30 万円以上が目安となっており、被措置者の流動資産が申立に必要な金額に足りているのかを遺留金報告書等の状況から確認する必要がある。

申立時点で判明している被措置者に係る相続財産のうち、流動資産（現金、預貯金等）が潤沢にある場合は、その財産は相続財産清算人の活動資金に足りるだけの金額であるため、相続財産清算人の選任申立手続きは進められる可能性が高い。ただし、預貯金については、直近の状況であることは確認する必要がある。

逆に、流動資産が少ない場合、その不足額について裁判所が定める額を「予納金」として納付するよう求められることがある。老人保護措置事務において、予納金を支払うための予算を設けていない場合は、申立は取り下げることとなる。この場合、取り下げるための必要書類は、裁判所に確認のうえ提出する。

ロ 官報公告料の納付

選任申立が受理された後、相続財産清算人が選任されると、家庭裁判所からその旨を政府が刊行する官報へ掲載するための費用（官報公告料 5,075 円）を納付するよう振込依頼書等が送付される。

ハ 遺留金品の引渡し

家庭裁判所にて官報公告料の振込み確認ができた後、相続財産清算人の審判書（謄本）が送付される。審判書に記載の相続財産清算人へ連絡し、遺留金品の引渡し方法について調整する。

相続財産清算人へは、一時取り扱い金にて預かっている遺留金の払い出しについては、現金での引渡しができないため、適当な振込先口座を指定した請求書を提出してもらう。

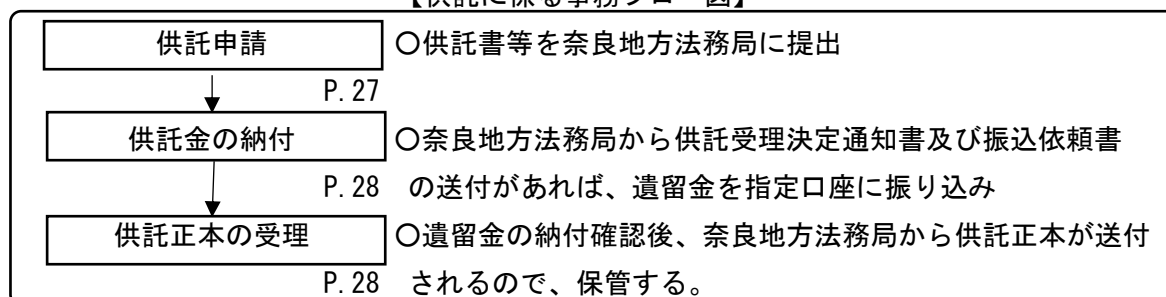
費用徴収金の未収がある場合は、併せて納付書を交付する。審判書（謄本）については、遺留金品処理台帳とともに保管し、相続財産清算人へ遺留金品の引き渡しが完了したことも処理台帳へ記載する。

⑤ 供託

相続人が存在するが所在不明の場合や、存在自体が不明の場合や、受領拒否があった場合は、被措置者の遺留金について法務局へ供託申請を行うことにより、その遺留金の管理を委ね、相続人に弁済すべき遺留金債務を免れることができる。

供託申請を行うには、法令に供託根拠規定がなければならない。遺留金の供託申請を行う場合は、民法第 494 条が根拠規定となる。

【供託に係る事務フロー図】



イ 供託申請

債務履行地に所在する供託所（奈良地方法務局）へ、次の①から④を作成し、郵送により申請する。

[奈良地方法務局の担当窓口]

担当課：奈良地方法務局供託課

所在地：〒630-8301 奈良市高畑町 552

電 話：0742-23-5456

[提出書類]

○ 供託書

法務局指定の「供託書・OCR 用」へ所定事項を記入する。〔供託の原因たる事実〕欄には次の記載例を活用する。記載誤りや記載不明瞭の場合は受付されないので、注意する。

・相続人が所在不明の場合

供託者は、老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定による被措置者〇〇〇〇（最後の住所〇〇市〇〇〇〇）の死亡に伴い、〇〇〇〇の相続人である被供託者に対し、金 〇〇〇 円の遺留金返還債務を負っています。〔支払日：定めなし、支払場所：〇〇市役所〇〇課事務室（〇〇市〇〇〇〇）※〕。そのため、供託者は被供託者に対し当該債務を弁済しようとしたが、被供託者は長期間その所在が不明であり、それを受領することができないため供託します。

・相続人の氏名・住所が不明の場合

供託者は、老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号の規定による被措置者〇〇〇〇（最後の住所〇〇市〇〇〇〇）の死亡に伴い、〇〇〇〇の相続人である被供託者に対し、金 〇〇〇 円の遺留金返還債務を負っています。〔支払日：定めなし、支払場所：〇〇市役所〇〇課事務室（〇〇市〇〇〇〇）※〕。しかし、その弁済をするにあたり、〇〇〇〇の相続人の氏名・住所が不明であり、債権者を各地できないため供託します。

※遺留金が特定物債権（例：入所者の部屋の中に置いていた封筒内のお金）である前提であれば取立債務となるため、市役所に取りに来てもらうのは問題ないが（民法第 484 条第 1 項）、仮に遺留金を市町村の口座に入金した場合は、遺留金が公金と混同し不特定物債権となってしまうことにより持参債務となるため、支払場所が相手方の債権者の現在の住所となることに注意が必要である。

○ 供託金納付希望方法の明示書類

供託金（遺留金）の納付方法として、振込依頼書による納付を希望する旨、記載する。

○ 返信用封筒

供託申請書類受理後、法務局から受理証明書及び振込依頼書の送付する際の、返信用封筒を（2 通）を用意する。定型封筒（緑色の長型 3 号の封筒可）に、返信先の市町村役場の所在地・担当課・担当者名を記載し、郵便切手（110 円）をそれぞれ貼付ける。

□ 供託金の納付

申請した内容に不備等がなければ、法務局から供託受理決定通知書及び振込依頼書が送付されるので、振込依頼書にて供託金（被措置者の遺留金）を指定口座に振り込む。

ハ 供託正本の受理

法務局にて供託金の納付が確認できた後、法務局から供託正本が送付される。受領印を押印し、遺留金処理台帳にその旨記載し、処理台帳とともに保管する。

⑥ その他の遺留金品に係る対応（市町村における保管・廃棄）

相続人が受取りを拒否した物や、相続人が相続放棄せずに拒否しており相続財産清算人が選任できず、通帳で保管しているため弁済供託を利用できない場合の遺留金品については、その後の取扱いについての法規定がないため、措置市町村にて管理を継続していかざるを得ない。それらについても、経過を整理、記録し、適切に管理する。金融機関の通帳を破棄する場合は、金融機関・支店・口座番号等の分かるページ及び最終入出金が記載されているページの写しをとって、ケース記録に保管する。

なお、このような場合には、事前に遺留金品処理要綱の策定をして保管期間を過ぎたら廃棄したり、相続人に簡易書留のような形で確実に届いていることを明らかにした状態で何度か手紙を送り、手紙の中で「〇年〇月〇日までに連絡がなければ廃棄します。」と告知する等により廃棄する方法がある。

なお、遺留金品処理要綱の制定については、法定相続人が遺留金品を適正に管理することができる状態とする対応がなされているのであれば、必ずしも必要は無い。

(7) 身元引受人がない場合の事務^{5 6}

イ 定義

- ・「身元引受人」に法的根拠や定義はないため、このマニュアルでは便宜上「被措置者の身体、財産等の管理等を行う者」とする。
- ・一般的に身元引受人に保証、負担してもらうことが望ましい内容の例としては、緊急連絡先、入院・施設利用料等の支払い、被措置者の退所時の居室の明け渡し等、入院計画書やケアプラン等への同意、入院中に必要な物品を準備する等の事実行為、医療行為への助言、遺体・遺品等の引き取り（葬儀等）などが考えられる。

ロ 身元引受人が対応する具体的内容

(ア) 緊急の連絡先について

(7) 成年後見制度を利用している場合：後見人等

(1) 成年後見制度を利用していない場合：

【緊急レベル A（本人死亡の場合）】

→「(キ) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等」を参照のこと。

【緊急レベル B（本人の意識レベルが悪く、本人が医療同意できない場合）】

→「(カ) 医療行為の同意」を参照のこと。

【緊急レベル C（施設入所中の急変時）】

→契約の内容などによるが、支援シート（参考様式 7・P. 100 施設利用にあたり保証人の確保が難しい高齢者に対する支援の役割を分担することで本人契約のみで施設利用ができるようにするためのシート）を利用している場合は、支援シートに記載している者へ連絡。支援シートを利用していない場合や連絡先がない場合は各施設の相談員へ相談する。

(イ) 入院費・施設利用料の支払い代行について

(7) 成年後見制度を利用している場合

- ・後見人等が支払代行をする。後見人等は、後見によって生じる費用は本人の財産から支弁する。後見人等は、入院料・施設利用料を保証人として負担はしない（責務の保証はしない）。

⁵ 平成 31 年 4 月(公社) 全国老人福祉施設協議会「身元引受人等の取り扱いに関する留意点について」<https://mitte-x-img.istsw.jp/roushikyo/file/attachment/303362/betten1.pdf>

⁶ 平成 29 年 2 月半田市地域包括ケアシステム推進協議会「『身元保証等』がない方の入院・入所にかかるガイドライン」
https://www.city.handa.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/398/mimotohoshoguideline20171215.pdf

(イ) 成年後見制度を利用していない場合

- ・ 本人の判断能力があり、本人が支払可能な場合は、本人が支払
- ・ 本人の判断能力が低下しており、金銭管理が難しくなっている場合は、成年後見制度や、奈良県社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等を活用

(ウ) 本人の退院・退所の際の居室等の明け渡しや 退院・退所支援に関すること。

(7) 成年後見制度を利用している場合

- ・ まずは後見人等に相談する。たとえば、退院・退所に当たり、病室や居室の現状回復する必要がある場合は、本人の財産管理をしている後見人等が、本人の財産の範囲で支払う。

(イ) 成年後見制度を利用していない場合

- ・ 本人に判断能力がある場合は、本人に相談する。
- ・ 本人に判断能力がない場合は、まず、担当のソーシャルワーカーに相談する。入院中であれば MSW、入所中であれば施設相談員が窓口となる。

(エ) 入院計画書やケアプランの同意について

(7) 成年後見制度を利用している場合

- ・ 後見人等が行う。

(イ) 成年後見制度を利用していない場合

- ・ 本人に判断能力がある場合は、本人が行う。
- ・ 本人の判断能力がない場合は、まず、担当のソーシャルワーカーに相談する。入院中であれば MSW、施設入所中であれば施設相談員が窓口になる。

(オ) 入院中に必要な物品を準備する等の事実行為について

(7) 成年後見制度を利用している場合

- ・ まず後見人等に相談する。
- ・ 後見人等は、事実行為を行う義務はない。身上監護・財産管理等、後見人の後見人の職務を行う一連の流れの中で事実行為も同時に行わざるを得ない場合は多々ある。事実行為の具体的な内容を後見人等に伝える。

(イ) 成年後見制度を利用していない場合

- ・ 本人の判断能力がなく、かつ本人ができない場合は、まず MSW に相談する。

(カ) 医療行為の同意について

(7) 成年後見制度を利用している場合

- ・ 成年後見人等は医療行為の同意はできない。
- ・ 医師が医療行為を行うには、原則としてその具体的な医療行為について患者から同意を得ることが必要となる。一般的には、家族には医療行為に対して同意する権限があると理解されているが、法的に明確な根拠があるわけではない。

(イ) 本人の判断能力がない等、医療行為の同意がとれない場合

- ・ 医療・ケアチームが医療の妥当性・適切性を判断して、患者にとって最善な治療方針をとることを基本とする。

(キ) 遺体・遺品の引き取り・葬儀等について

- ・ 成年後見制度を利用している場合でも、後見人等は遺体・遺品の引き取りは出来ない。
- ・ 身元引受人がない被措置者が死亡した場合には、措置市町村が相続人調査を行い、連絡を取る等の対応を行う。

Ⅲ 老人保護措置費

1 老人保護措置費の定義

老人保護措置費とは、法第 11 条の規定により市町村が行う措置に要する費用のことである。具体的には、法に基づき市町村が老人を養護老人ホーム、特別養護老人ホームに入所させたり、養護受託者に養護を委託するのに必要となる費用のことである。法第 21 条の規定によりこれらの措置に要する費用については、市町村が支弁するものとされている。

2 老人保護措置費の算定方法

老人保護措置費の算定方法については、「措置事務の実施に係る指針について」に示されている。老人保護措置費は事務費、生活費、移送費、葬祭費から成り、養護老人ホームが所在する市町村の長は、毎年当初、それぞれ基準に基づき算定した額を措置者一人あたり支弁額等として決定するとともに、これを当該施設及び当該措置者を措置した市町村の長にそれぞれ通知すること。

3 老人保護措置費の支弁方法（概算払い以外）

市町村は措置を実施した被措置者が入所している施設等に対して、前述のとおり算定された支弁月額等をもとに毎月老人保護措置費を支弁する（支払う）。各月初日の被措置者ごとに算定した事務費及び生活費の合算額をもって老人保護措置費とし、前月分の老人保護措置費について翌月に各施設等に支弁する。（※実際の事務では、当該月初日に算定した措置費の金額を概算払いし、同時に前月分の精算払い行う。前月中途で措置を廃止し、施設に被措置者がいなくなる場合は、精算のみを行うことになる。）

したがって、月の途中で入所等のあった被措置者については当該月の事務費の支弁は行わない。また、生活費については、月の途中で措置を開始し、または廃止した被措置者に係る当該月の支弁額は次により算定された額となる。

生活費支弁月額 × 当該月の実措置日数 ÷ 30 日又は当該月の実日数

ただし、新たに事業を開始した施設（新設施設）については、事業開始後 3 か月を経過した日の属する月の分までその支弁額は次により算定された額となる。

支弁月額（事務費及び生活費） × 当該月の実措置日数 ÷ 30 日又は当該月の実日数

したがって、月の途中で入所等のあった被措置者に係る当該月の事務費についても上記算定方法により算定された額を支弁することとなるので注意を要する。

4 措置状況の変更等

(1) 入院の場合

被措置者が入院した場合、昭和 62 年 1 月 31 日付け社老第 10 号厚生省社会局保護課長、老人福祉課長通知「老人福祉法による被措置者が入院した場合における日用品費の支弁について」に基づき、措置が廃止されるまでの間、生活費のうち、生活保護における日用品費相当額を支弁する。したがって、被措置者が月の中で入院または退院した場合の生活費の支弁額は次により算定された額となる。

$$\frac{\text{生活費支弁月額} \times \text{当該月の実措置日数}}{30 \text{ 日又は当該月の実日数}}$$

+

$$\frac{\text{日用品費相当額} \times \text{当該月の実入院日数}}{30 \text{ 日又は当該月の実日数}}$$

※小数点以下は切り捨てとする。

(例) 9 月 14 日に入院、10 月 16 日に退院※

生活費支弁月額 57,300 円、日用品費 20,750 円の場合

<当該措置者 9 月分の生活費>

$$57,300 \times 14 \div 30 + 20,750 \times 17 \div 30 = 38,498 \text{ 円}$$

<当該措置者の 10 月分の生活費>

$$57,300 \times 16 \div 31 + 20,750 \times 16 \div 31 = 40,283 \text{ 円}$$

※入院した日、退院した日については、それぞれ措置日数、入院日数双方に一日ずつカウントする。したがって、上記の例では 9 月 14 日、10 月 16 日については措置日数として 1 日カウントし、入院日数としても 1 日カウントすることになる。

事務費については、変更はなく、当該被措置者が入・退院月の初日の被措置者であれば、全額支弁される。しかしながら、「入所措置等の指針」にあるとおり、入院期間が 3 箇月以上にわたることが明らかに予想される場合、又は概ね 3 箇月を越えるに至った場合は、その時点において措置を廃止することとなるので注意を要する。

(2) 死亡による退所等の場合

死亡による退所等の場合、措置は退所等の翌日付けをもって廃止となり、月の中で退所等があった場合の生活費の算定方法は例えば次のようになる。

(例) 9 月 5 日に入院、9 月 20 日死亡により退所

生活費支弁月額 57,300 円、日用品費 20,750 円の場合

$$57,300 \times 5 \div 30 + 20,750 \times 16 \div 30 = 20,616 \text{ 円}$$

この場合も事務費については、変更なく、当該被措置者が退所等月の初日の被措置者であれば全額支弁される。

月の途中で死亡による退所等があり措置費に還付金が発生する場合は、速やかに相続人に還付処理を行う。

5 各種加算について

事務費及び生活費については、各種加算があり、実際に支弁する額はこれらの各種加算を加えた額となる。

老人保護 措置費	加算名	対 象	要 件
事務費	障害者等加算	毎年4月1日現在、養護老人ホームの障害者等加算の対象施設と認定された施設 ※障害者等加算の取扱いについては、加算対象施設及び加算対象者の認定の時期を毎年4月1日現在において行うことを技術的助言として示しているが、認定時期も含め、地域の実情等を勘案して市町村において定めることが可能である。（令和6年3月厚生労働省老健局高齢者支援課「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」P.35参照）	「各種加算等の取扱」別記1
	夜勤体制加算	夜勤体制加算の対象施設として認定された施設	「各種加算等の取扱」別記2
	ボイラー技士雇上費	ボイラー技士の免許を有する者を雇上げる施設	「ボイラー及び圧力容器安全規則」第1条第1号の規定によるボイラーを設置
	入所者処遇特別加算	高齢者等を非常勤職員として雇用している施設	「各種加算等の取扱」別記3
	単身赴任手当加算	職員のうち単身赴任者が存する施設	「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設
	施設機能強化推進費	施設機能の充実強化を推進している施設	「各種加算等の取扱」別記4
	民間施設給与等改善費（基本分）	地方公共団体の経営する施設以外の施設	「各種加算等の取扱」別記5

老人保護 措置費	加算名	対 象	要 件
事務費 (続き)	民間施設給与等改善費 (管理費特別加算分)	特に評価に値する優れた入所者処遇を行っている施設等に対し、管理費特別加算分として1%を加算	次の事項のいずれかに該当する施設で、毎年度当初に加算対象施設を決定 (ア) 入所者処遇等(給食、介護、入浴、指導、訓練、防災対策、職員教育等)が特に優良と認められる施設 (イ) 重度障害者、重複障害者等処遇困難な者を多数受け入れている施設 (ウ) 施設機能の地域開放等地域の福祉向上のために、特に評価に値する活動を実施している施設 (エ) 特に評価に値する先駆的、開拓的な施設運営を行っている施設 (オ) 前年度に比較して平均勤続年数が著しく下がり下位の区分になる施設及び前年度決算において不足金が生じた施設等であって、真に財政面で経営が苦しいと認められる施設 (カ) 以上の外、市町村長が特に必要があると認めた施設
事務費	介護保険料加算	養護老人ホーム被措置者のうち、階層区分1階層の適用を受ける者のうち介護保険法における第1号被保険者に該当	「措置事務の実施に係る指針」別紙2の別表1の費用徴収基準
	老人短期入所加算	老人短期入所による措置が行われた施設	「各種加算等の取扱」別記8
	介護サービス利用料負担加算	養護老人ホーム被措置者による介護保険の利用があった場合	「各種加算等の取扱」別記9
生活費	期末加算	毎年12月1日現在における被措置者につき加算	
	病弱者加算	病弱のため当該施設の医師の指示に基づき栄養補給等のために特別の給食を1月以上必要とするもの	実施機関において必要と認定したもの
	被服費加算	毎年4月1日現在における被措置者につき加算	
	加算の特例	国民年金、福祉年金の受給権を有しない者	次のいずれかに該当する場合 ・70歳以上の者 ・国民年金施行令別表に定める1級に該当する者 ・身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級又は2級に該当する者

(1) 主な加算の認定方法について

① 介護保険料加算

イ 加算の対象

加算対象月の初日に養護老人ホームに入所している者であって、費用徴収階層が1階層の者のうち、介護保険法における第1号被保険者（65歳以上の者）。

ロ 加算額

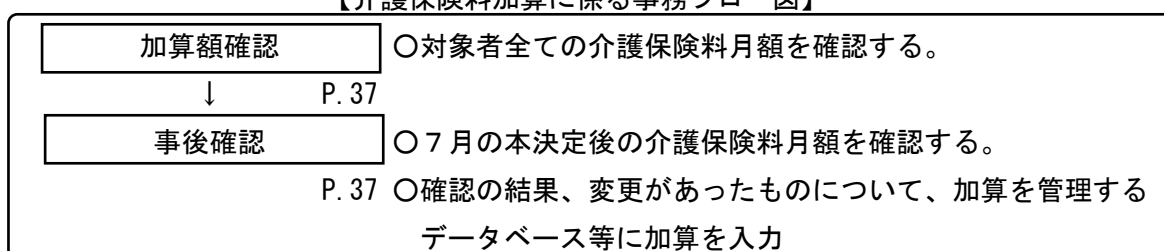
対象者が支払うべき介護保険料月額として必要とされる額

対象者が月中途に退所した場合は、日割等を行わず全額を加算する。

ハ 加算の認定

措置市町村において、対象者の介護保険料を確認し、加算額の認定を行う。

【介護保険料加算に係る事務フロー図】



(ア) 加算額確認

毎年4月1日以降（又は入所決定時）に、介護保険システム等で対象者の当該年度中の介護保険料額及び介護保険料段階を確認し、4月末までに加算を管理するデータベース等へ加算入力を行う。

介護保険者が他市町村の場合は、入所者から決定通知（写）を徴取するか、介護保険者に対して介護保険料の確認依頼を行う。

○ 加算対象月

- ・普通徴収：毎月（納付書または口座振替により毎月支払うため）
- ・特別徴収：隔月（年金から介護保険料が徴収されているため）

(イ) 加算額の事後確認

毎年7月に税額の決定を以って、4月に決定した介護保険料の見直しがあるため、7月末までに加算入力内容に変更がないか確認する。変更のあった場合は、加算を管理するデータベース等の加算入力内容を修正する。介護保険料等の確認方法は4月と同様、7月1日以降に介護保険システム等又は他市町村保険者へ照会する等により確認する。

※ 年度更新時に徴収階層が変更し、新たに対象となる場合は、漏れなく加算入力を行う。また、その逆で対象者でなくなった場合も、加算入力の終了月を確認し、修正入力する。年度中途に階層が変更になった場合も同じ。

② 介護サービス利用者負担加算

イ 加算の対象

加算対象月の初日に養護老人ホームに入所している者であって、介護保険サービス（訪問介護・訪問リハ・通所リハ・福祉用具貸与・居宅療養管理指導など）を利用した者。

一般施設入所者、特定施設入所者の区別は関係ないが、費用徴収階層が 39 階層の者は加算対象外のため全額自己負担。

ロ 加算額

対象者が支払うべき介護保険サービスの利用者負担月額に、費用徴収階層に応じて定める支弁割合を乗じて得た額。（※1 円未満切り捨て）

対象者が月中途中で退所した場合は、養護老人ホーム入所中に利用した介護保険サービスの利用者負担分を基準として得た額を加算する。

※ 養護老人ホーム入所者が利用できる介護保険サービスは、居宅生活者にほぼ同じだが、養護老人ホームで提供されるものと同様のサービスは利用不可。

※ 介護保険給付対象外のサービスについて負担した額は加算対象外。

（例：デイサービスの昼食代、レクリエーション代、おむつ代など）

※ 高額介護（介護予防）サービス費が適用される者については、利用者負担額と上限額のいずれか低い方を加算対象額とする。

※ 養護老人ホーム入所者は、社会福祉法人等による利用者負担軽減の摘要は受けられない。

ハ 加算の申請

養護老人ホームは、各措置市町村あて、毎月 10 日頃までに前月サービス利用分について支給申請書類を提出する。

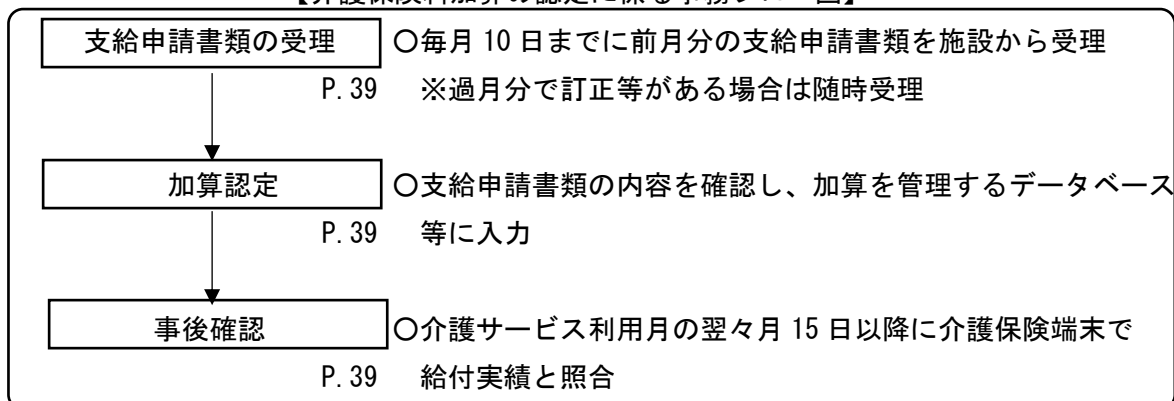
【支給申請書類】

- ・ 介護サービス利用者負担加算支給申請書・算定調書
- ・ 介護サービス計画書
- ・ サービス提供証明書又は介護給付費明細書
- ・ 費用徴収額決定通知書（写） ※新規対象者又は徴収階層変更があった場合のみ

ニ 加算の認定

措置市町村において、提出された支給申請書・算定調書の内容を確認し、加算額の認定を行う。

【介護保険料加算の認定に係る事務フロー図】



(ア) 支給申請書類の受理・加算認定

加算申請額とサービス提供証明書の自己負担額が合致しているか確認する。自己負担額が 15,000 円を超える場合は、介護保険システム等で高額介護サービス費の対象者どうかも確認する。

加算を管理するデータベース等で加算対象者の費用徴収階層を確認して加算額を算出する。

(イ) 加算額の事後確認

加算対象月（介護サービス利用月）の翌々月 15 日以降、介護保険システム等で給付実績を閲覧し、申請内容と齟齬がないか確認する。金額の相違等がある場合は、養護老人ホームへ確認し、必要に応じて申請書類の再提出を求め、加算を管理するデータベース等の加算入力内容を修正する。

③ 病弱者加算

イ 加算の対象

養護老人ホーム入所者で、病弱のため当該施設の医師の指示に基づき栄養補給等のために特別の食事の給食を 1 月以上必要とする者であって、実施機関において必要と認定した者。

(参考) 特別の食事

- 本人の疾病を原因として栄養補給等の目的で、一般入所者とは別に食事を余分に提供する必要があるもの。ただし、おやつの提供はこれに含まない。
- 本人の疾病等を原因として、一般入所者とは全く異なる特別の食事を提供する必要があるもの。
 - ・ 本人の疾病等により、米飯を分量制限したり、粥、米軟等にする必要があるものの、あるいは副食を刻み食にしたり、減塩、減脂にするなど、調理方法は変わるものの基本的に一般食とほぼ同じ食事を提供するもの。
 - ・ アレルギー等により食材の一部を変更するだけのもの。
 - ・ 本人の偏食等、嗜好により食事を変更するもの。

ロ 加算額

1人当たり定額（月額）

※ 施設によっては加算額が異なる場合がある。

※ 月中途入退所の場合は、施設に在籍している日数に応じて日割りする。入院した場合も、施設での食事提供がないため、日割りされる。（1円未満切り捨て）

ハ 加算の申請

養護老人ホームは、各措置市町村あて、対象者があった場合に病弱者加算申請書及び医師意見書を提出する。

ニ 加算の認定

措置市町村において、申請書等を基に、加算額を認定し、加算を管理するデータベース等へ加算入力を行う。

（参考）加算の開始・終了日

○加算開始日：特別食の提供が開始された日又は加算申請日のいずれか遅い日

○加算終了日：特別食の提供が終了した日（退所日を含む）

加算開始時には、終了日は判明していないことが多いので、加算入力の終了日も空白にしておく。後日、施設から終了連絡があれば、終了日の入力を行う。

ホ 加算の特例

（ア）加算の対象

70歳以上の者及び国民年金施行令別表に定める1級又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する者のうち、福祉年金の受給権を有しない者（公的年金の受給その他の法令に定める福祉年金の支給停止事由に該当する者を除く。）。

<解釈>

国民年金、福祉年金の受給権を有しない者で、かつ、次のいずれかの場合

- ・ 70歳以上の場合
- ・ 国民年金施行令別表に定める1級に該当する場合
- ・ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級又は2級に該当する場合

（イ）加算額

1人当たり定額（月額）

※ 施設によっては加算額が異なる場合がある。

※ 月中途入退所の場合は、施設に在籍している日数に応じて日割りする。（1円未満切り捨て）

へ 加算の認定

措置市町村において、入所者から加算の特例申請書及び加算の特例委任状、拠証資料（年金の受給資格の確認できるもの及び障がい者手帳等）を提出させ、対象と確認できた者については、加算を管理するデータベース等へ加算入力し、加算の特例支給（不支給）決定通知書を交付する。

福祉年金については、現在受給していないが、過去に受給しており、支給停止となっている場合もあるため、必要に応じて、年金事務所等に受給資格の有無について問い合わせる。

6 財政的措置について

(1) 養護老人ホームへの入所措置事務の法的性格

措置事務は、地方分権改革により、機関委任事務から団体委任事務へ、そして自治事務へと変更されたが、いずれの時期においても、措置事務は任意の事務ではなく、実施が義務付けられた事務となっており、平成2年以降は市町村に条例制定権がある。

措置事務の法的性格の変遷⁷

年	昭和60(1985)年以前	昭和61(1986)年～	平成2(1990)年～	平成12(2000)年～
法的性格	機関委任事務 本来は国が行うべき行政事務の一部について、住民の利便性や事務効率等を考慮して、法令によって国から委任を受けて都道府県知事・市町村長等が国の下部機関として行う事務	団体委任事務 本来は国が行うべき行政事務の一部について、法令によって国から委任を受けて都道府県・市町村が行う事務		自治事務 法律・政令に基づき処理が義務付けられている事務（措置事務は、助成金交付等の任意で行う事務ではない。）
改正の根拠法	—	地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務の調整及び合理化に関する法律	老人福祉法等の一部を改正する法律（福祉八法改正法）	地方分権一括法
措置者	都道府県知事・市長・福祉事務所を設置する町村長	都道府県・市・福祉事務所を設置する町村	市町村	市町村
条例制定権	不可	法令に反しない限り可		法令に反しない限り可

(2) 措置事務に対する国による財政支援

措置事務は義務的な事務であるため、国による財源支援が講じられている。平成16年度までは、老人保護措置費の1/2について養護老人ホーム等保護費負担金（国庫負担金）があり、残る1/2についても地方交付税の基準財政需要額に算入されていた。しかし、いわゆる三位一体改革により国庫負担金部分が一般財源化されたため、平成17年度以降は所要の事業費について、その全額を地方財政計画※に計上するとともに、地方交付税の基準財政需要額に算入されることとされた⁸。

※地方団体全体としての翌年度の歳入歳出の見込み額を示したものであり、地方団体が標準的な行政水準を確保できるような財源を保障することなどのために内閣府が策定するもの。

地方財政計画のイメージ	
(歳出)	(歳入)
給与関係経費	地方税 地方譲与税
一般行政経費	
投資的経費	国庫支出金
公債費	地方債等
その他	地方交付税

⁷ 地方六団体地方分権推進本部ホームページ

<https://www.bunken.nga.gr.jp/activity/chronology/bunken/kanininjimu/>

2013.3 上智大学教授・北村喜宣「2つの一括法による作業の意義と今後の方向性」

⁸ 平成18年度地方財政白書第3部1(5)(i)「国庫補助負担金の改革」

地方税等だけでは賄いきれない財源不足額を地方交付税で補填し、財源を保障

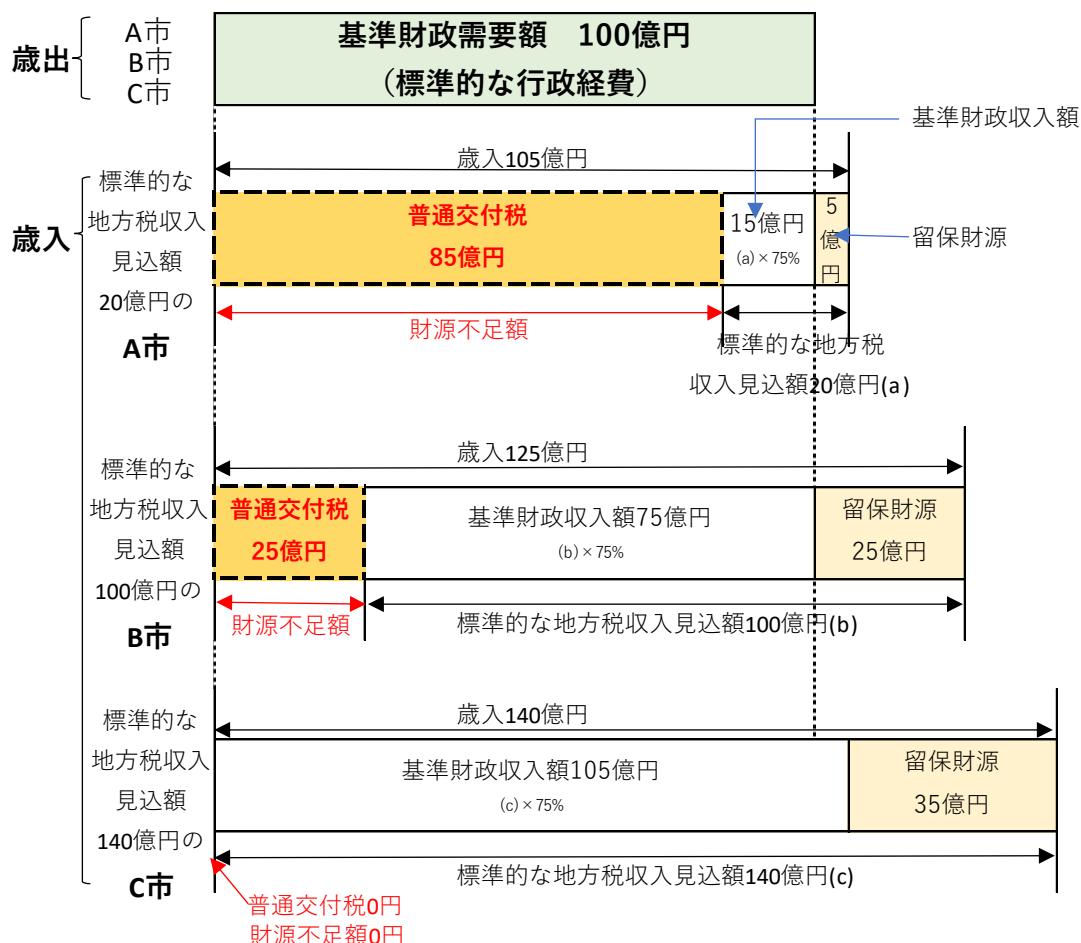
(3) 老人保護措置費に係る普通交付税

普通交付税額は以下の式により算定する。

$$\text{普通交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

基準財政需要額：地方公共団体が行う標準的な一定水準の行政事務のために必要な経費

基準財政収入額：標準的な地方税収入 × 75%



上図のとおり、財源不足額に対して地方交付税が交付されるため、地方税の税収が多い市町村ほど地方交付税の交付額は少なくなるが、制度の趣旨からすると地方交付税の交付額まで老人保護措置費の執行額を抑えることは適切とは言えない。

なお、老人保護措置費に係る普通交付税は、毎年度4月1日時点の被措置者数に基づいて算定される。

(4) 老人保護措置費に係る特別交付税

普通交付税で捕捉されない特別の財政需要に対し交付される地方交付税であり、4月1日から9月30日までに措置者数が増加した分を特別交付税として年度内に交付がされる。

(5) 老人保護措置費（施設葬祭費を含む。）に係る地方交付税の基準財政需要額の算定式⁹

普通地方交付税の基準財政需要額 = 単位費用 × 測定単位 × 補正係数^{※1}

※1 補正係数 = (段階補正係数 × 普通態容補正係数) + (密度補正係数 - 1)
+ (事業費補正係数 - 1) + (65 歳以上人口急増補正 I 係数 - 1)

(参考) 事業費補正係数は該当しないためゼロである。

⇒老人保護措置費（施設葬祭費を含む。）に係る地方交付税の基準財政需要額

=① 単位費用 × 測定単位 × (段階補正係数 × 普通態容補正係数)
+
② 単位費用 × 測定単位 × (密度補正係数 - 1)
+
③ 単位費用 × 測定単位 × (65 歳以上人口急増補正 I 係数 - 1)

【地方交付税の基準財政需要額の算定前に確認が必要な数値（以下は令和 6 年度の数値）】

○単位費用（測定単位を 65 歳以上人口とする場合）

・高齢者保健福祉費の単位費用：72,100 円

・高齢者保健福祉費のうち養護老人ホーム保護費に係る単位費用：3,516 円

(標準団体における養護老人ホーム保護費 108,995 千円 ÷ 65 歳以上人口 31,000 人)

○測定単位：直近の国勢調査（令和 2 年）の 65 歳以上人口

○当該市町村における被措置者数（4 月 1 日時点）

【老人保護措置費（施設葬祭費を含む。）に係る地方交付税の基準財政需要額の計算方法】=①+②

①単位費用（3,612 円）×測定単位（65 歳以上人口）×（段階補正係数 × 普通態容補正係数）

①-1 段階補正係数：測定単位の増減に応じて単位当たりの費用が割安又は割高になる

点を補正するため人口段階ごとに設定された係数(小数第 3 位未満四捨五入)

65歳以上人口	段階補正係数
～2,600人未満	(1.04P+673)/P
2,600～3,700人未満	(0.94P+933)/P
3,700～6,300人未満	(0.98P+785)/P
6,300～9,600人未満	(0.93P+1,100)/P
9,600～31,000人未満	(0.98P+620)/P
31,000～78,000人未満	(0.84P+4,960)/P
78,000～130,000人未満	(0.85P+4,180)/P
130,000～320,000人未満	(0.85P+4,180)/P
320,000人～	(0.83P+10,580)/P

(注1) P=当該市町村の65歳以上人口

(注2) 段階補正係数が1.601を超えるときは、1.601とする。

⁹ 地方交付税制度研究会「令和 6 年度地方交付税制度解説 補正係数 基準財政収入額篇」

P.4～34,317～322、「令和 6 年度地方交付税制度解説 単位費用篇」P.195～198

市町村別65歳以上人口（令和2年国勢調査）

市町村名	人口(人)	市町村名	人口(人)	市町村名	人口(人)
奈良市	110,212	平群町	6,968	広陵町	8,849
大和高田市	19,318	三郷町	7,530	河合町	6,574
大和郡山市	27,301	斑鳩町	8,393	吉野町	3,236
天理市	16,877	安堵町	2,544	大淀町	5,784
橿原市	34,502	川西町	2,809	下市町	2,359
桜井市	17,491	三宅町	2,330	黒滝村	344
五條市	10,360	田原本町	9,959	天川村	598
御所市	10,102	曽爾村	668	野迫川村	180
生駒市	33,430	御杖村	891	十津川村	1,305
香芝市	18,430	高取町	2,782	下北山村	366
葛城市	10,338	明日香村	2,131	上北山村	230
宇陀市	11,793	上牧町	7,783	川上村	642
山添村	1,557	王寺町	6,735	東吉野村	875

①－２ 普通態容補正係数：標準団体に算入されている測定単位当たりの経費を行政の質及び量により補正する係数

＝地域手当の級地区分による係数 a＋種地区分による係数 b

（a＋b の合計が 1.000 未満の場合は 1.000 とする。）

（小数第 3 位未満四捨五入）

地域手当の級地区分による係数a

地域手当の級地	市町村名	係数a
4級地（12%）	天理市	0.101
5級地（10%）	奈良市	0.103
	大和郡山市	0.100
6級地（6%）	大和高田市、橿原市、生駒市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	0.097
7級地（3%）	桜井市、御所市、宇陀市、川西町、三宅町、田原本町	0.095
無級地（0%）	上記以外の市町村	0.093

（根拠）各市町村の給与規則等

種地区分による係数b

地域区分	評点	種地	中核市	中核市以外市町村
Ⅰ	略	10～7	略	略
	650～750点未満	6	$0.000160 \times +0.8570$	略
	550～650点未満	5	略	$0.000140 \times +0.8420$
	略	4～1	略	略
Ⅱ	略	10～9	略	略
	850～900点未満	8	略	$0.000160 \times +0.7890$
	800～850点未満	7	略	$0.000140 \times +0.8060$
	750～800点未満	6	略	$0.000140 \times +0.8060$
	700～750点未満	5	略	$0.000100 \times +0.8360$
	600～700点未満	4	略	$0.000100 \times +0.8360$
	500～600点未満	3	略	$0.000080 \times +0.8480$
	350～500点未満	2	略	$0.000127 \times +0.8246$
	350点未満	1	略	$0.000080 \times +0.8410$

X：市町村の評点（評点は、経済構造、宅地平均価格指数、昼間流入人口等により評価）

令和6年4月時点の市町村別評点

市町村名	地域区分	評点	市町村名	地域区分	評点	市町村名	地域区分	評点
奈良市	Ⅰ	704	平群町	Ⅱ	799	広陵町	Ⅱ	819
大和高田市	Ⅱ	805	三郷町	Ⅱ	828	河合町	Ⅱ	826
大和郡山市	Ⅱ	785	斑鳩町	Ⅱ	844	吉野町	Ⅱ	568
天理市	Ⅱ	692	安堵町	Ⅱ	798	大淀町	Ⅱ	658
橿原市	Ⅰ	568	川西町	Ⅱ	791	下市町	Ⅱ	604
桜井市	Ⅱ	725	三宅町	Ⅱ	787	黒滝村	Ⅱ	381
五條市	Ⅱ	555	田原本町	Ⅱ	781	天川村	Ⅱ	242
御所市	Ⅱ	698	曾爾村	Ⅱ	365	野迫川村	Ⅱ	196
生駒市	Ⅱ	859	御杖村	Ⅱ	321	十津川村	Ⅱ	224
香芝市	Ⅱ	858	高取町	Ⅱ	697	下北山村	Ⅱ	222
葛城市	Ⅱ	764	明日香村	Ⅱ	690	上北山村	Ⅱ	240
宇陀市	Ⅱ	620	上牧町	Ⅱ	831	川上村	Ⅱ	374
山添村	Ⅱ	522	王寺町	Ⅱ	859	東吉野村	Ⅱ	400

② 単位費用（71,700円）×測定単位（65歳以上人口）×（密度補正係数－1）

（密度補正係数－1）：標準団体に算入されている65歳以上人口に対する当該市町村の65歳以上の割合により被措置者数を割増又は割引する係数

$$\begin{aligned}
 &= \frac{4.090}{\left(\frac{\text{算入単価} 2,949,000 \text{円}}{\div \text{単位費用} 72,100 \text{円}} \div 10 \right)} \times \left[\left\{ \frac{\text{介護率} 0.84}{\left(\frac{\text{費用徴収を控除した割合}}{\text{（小数点第1位未満四捨五入）}} \right)} \times \frac{4/1 \text{ 時点養護老人ホーム被措置者数}}{\text{（小数点第3位未満四捨五入）}} \times 10 \right\} - \left\{ \frac{0.012}{\left(\frac{\text{標準団体の被措置者数} 46 \div \text{標準団体の65歳以上人口} 31,000 \text{人}}{\times \text{介護率} 0.84 \times 10} \right)} \right\} \right] \text{（小数点第3位未満四捨五入）} \\
 &\quad \text{直近国勢調査における当該市町村の65歳以上人口} \quad \text{【測定単位】} \quad \text{（小数点第3位未満四捨五入）}
 \end{aligned}$$

市町村別養護老人ホーム被措置者数（令和6年4月1日時点）

市町村名	被措置者数(人)	市町村名	被措置者数(人)	市町村名	被措置者数(人)
奈良市	93	平群町	2	広陵町	4
大和高田市	11	三郷町	8	河合町	3
大和郡山市	27	斑鳩町	3	吉野町	3
天理市	25	安堵町	0	大淀町	12
橿原市	34	川西町	1	下市町	2
桜井市	38	三宅町	3	黒滝村	2
五條市	47	田原本町	4	天川村	2
御所市	8	曽爾村	0	野迫川村	2
生駒市	17	御杖村	1	十津川村	1
香芝市	0	高取町	7	下北山村	1
葛城市	3	明日香村	1	上北山村	0
宇陀市	15	上牧町	2	川上村	0
山添村	0	王寺町	0	東吉野村	3

（参考）地方交付税算定のために各市町村から県に対して報告された被措置者数

前ページの式のとおり、標準団体の被措置者数に65歳以上人口の標準団体との比率をかけた数と比較して各市町村における被措置者数が少ないと地方交付税の基準財政需要額が減額される計算式となっている。

- ③ 単位費用（71,700円）×測定単位（65歳以上人口）×（65歳以上人口急増補正Ⅰ係数－1）
 （65歳以上人口急増補正Ⅰ係数－1）：65歳以上人口が急増している市町村について、住民基本台帳登録の65歳以上人口の増加率により割増する係数

$$= \left(\frac{\text{R6.1.1住民基本台帳登録の65歳以上人口}}{\text{R3.1.1住民基本台帳登録の65歳以上人口}} - \frac{1.010}{\text{特に増加が著しい市町村を除く増加市町村の全国平均増加率}} \right) \times \frac{0.270}{\text{標準団体一般財源－急増補正対象外経費} \div \text{標準団体一般財源}} \quad \text{（小数第3位未満四捨五入）}$$

市町村別65歳以上人口

市町村名	65歳以上人口		市町村名	65歳以上人口		市町村名	65歳以上人口	
	R3.1.1(人)	R6.1.1(人)		R3.1.1(人)	R6.1.1(人)		R3.1.1(人)	R6.1.1(人)
奈良市	110,951	112,159	平群町	7,058	7,124	広陵町	9,106	9,470
大和高田市	20,083	20,426	三郷町	7,112	7,072	河合町	6,718	6,712
大和郡山市	27,857	27,836	斑鳩町	8,664	8,639	吉野町	3,385	3,182
天理市	17,137	17,120	安堵町	2,495	2,559	大淀町	5,806	5,911
橿原市	34,787	35,174	川西町	2,930	2,896	下市町	2,379	2,271
桜井市	17,741	17,824	三宅町	2,442	2,414	黒滝村	354	327
五條市	11,007	10,935	田原本町	10,022	10,063	天川村	666	639
御所市	10,172	9,983	曽爾村	710	682	野迫川村	185	176
生駒市	33,803	34,489	御杖村	901	826	十津川村	1,447	1,349
香芝市	18,528	19,000	高取町	2,609	2,567	下北山村	412	388
葛城市	10,426	10,507	明日香村	2,136	2,122	上北山村	238	218
宇陀市	12,131	11,975	上牧町	7,516	7,517	川上村	754	711
山添村	1,637	1,600	王寺町	6,913	6,953	東吉野村	945	911

（参考）住民基本台帳登録人口のうち65歳以上の数値の合計（「令和7年度普通交付税算定に用いる基礎数値（住基人口等）について（照会）」で市町村から回答のあった数値）

7 財政当局に対する予算要求

(1) 予算要求時の説明ポイント

- ・ 地方交付税措置があることを説明（令和6年度被措置者1人当たり単価2,949,000円）

（参考）令和5年度被措置者1人当たり単価2,898,000円¹⁰

地方交付税は、「地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるようにするため」（地方交付税法第2条第1号）に国が地方団体に交付するものであり、地方交付税措置の対象事業となっている老人保護措置費は義務的な経費であるため、市町村において適切に措置対象者数を見込んで予算措置をすることが必要である。

また、地方交付税で算定されている老人保護措置費の単価は、物価、賃金等の変動を踏まえて算定されており、この単価を大きく下回って執行している市町村においては、措置を委託する養護老人ホームに対して過度な経済的負担を課すことにより、措置された高齢者に対して適切なサービスの提供ができない状況を招きながら、市町村の他の事業に流用してしまっていることになる。

- ・ 養護老人ホームの役割（65歳以上で、環境上や経済的理由により自宅での生活が困難な高齢者を入所させて養護を行う施設）及び他的高齢者施設との違いを説明した上で、単に経済的に困窮しているだけでなく、虐待や精神障害等の理由により自宅で生活できず行き場のない高齢者を養護するための緊急性が高い予算であることを説明すること。

(2) 積算の方法例

①今年度まで予算要求実績がある市町村

イ 老人保護措置費

（例1）厚生労働省が示した簡易計算シート（P.220～227）により計算し予算要求を行う。

（ア）改定率の決定

各市町村においては、平成18年度以降の老人保護措置費の改定率を確認した上で、適切な改定を行うことが必要である。厚生労働省が示した簡易計算シートでは、改定率の参考となる指標を以下のとおり提示している。

普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者1人当たり単価の伸び率（37.93%）
普通交付税上の措置額利用者負担分の歳入額の合計に対する、施設に対する支弁額（予算額・実績額）の割合
介護報酬改定の平成21年度～令和3年度までの改定率の合計（3.94%）
人事院勧告の平成18年度～令和5年度までの官民較差の合計（2.1%）
賃金構造基本統計調査（全産業平均）の平成17年度～令和5年度までの伸び率（5.4%）
国家公務員初任給（一般職）の平成17年度～令和5年度までの伸び率（15.3%）
普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者1人当たり単価の伸び率（40.36%）
消費者物価指数（総合）の平成17年度～令和5年度までの伸び率（10.58%）
生活保護費の生活扶助費（全体）の平成18年度～令和5年度までの改定率の累計（4.8%）

¹⁰ 令和6年2月地方交付税制度研究会「令和5年度地方交付税制度解説 補正係数 基準財政収入額篇」P.308、令和7年2月地方交付税制度研究会「令和5年度地方交付税制度解説 補正係数 基準財政収入額篇」P.319

(イ) 簡易計算シートによる改定後の老人保護措置費の計算

養護老人ホーム 老人保護措置費支弁基準 簡易計算シート

1. 事務費

参考となる取組（任意選択）	改定率 （各自治体入力）
	* * . * * %

改定率を入力すると
改定後の単価が自動計算

改正前	
入所者数、項目	単価 （各自治体入力）
20人	
21～30人	
31～40人	
41～50人	
51～60人	
61～70人	
71～80人	
81～90人	
91～100人	
寒冷地加算	
障害者等加算	
夜勤体制加算	

改正後	
入所者数、項目	単価 （自動入力）
20人	0
21～30人	0
31～40人	0
41～50人	0
51～60人	0
61～70人	0
71～80人	0
81～90人	0
91～100人	0
寒冷地加算	0
障害者等加算	0
夜勤体制加算	0

2. 生活費

×（100＋改定率） 10円単位四捨五入

参考にした事項（任意選択）	改定率 （各自治体入力）

改正前	
入所者数	単価 （各自治体入力）
一般生活費	
地区別冬季加算	
期末加算	
病弱者加算	

改正後	
入所者数	単価 （各自治体入力）
一般生活費	0
地区別冬季加算	0
期末加算	0
病弱者加算	0

×（100＋改定率） 10円単位四捨五入

（参考） 普通交付税の算定における養護老人ホーム被措置者数

1人当たり単価をもとに計算した普通交付税上の措置額

市町村における4月1日時点の措置者数（A）	
市町村における65歳以上人口（B）	
普通交付税上の措置額（C）	0
利用者負担分として見込まれる歳入額（D）	
実際の施設への支弁額の総額（E）	
差額（（C+D）－E）	0
執行額比の割合	→ 割合（（C+D）÷E） #DIV/0!
予算上の施設への支弁額の総額（F）	
差額（（C+D）－F）	0
予算額比の割合	→ 割合（（C+D）÷F） #DIV/0!

密度補正係数のみから簡易的に計算した普通交付税の基準財政需要額

本来施設に対して支払う必要がある額（C+D）と、実際の施設への支弁額（E）を比較して不足している額（マイナスの場合は過払いの額）

改定率決定時に
参考にする割合

前ページの簡易計算シートにより改定後の老人保護措置費を計算し、以下の表により
予算要求を行う。

被措置者 No.	事務費						生活費					上段：執行見込額 下段：予算要求額 k=a×b+(c～kの合計)
	一 般 事務費	月 数	特別事務費				一 般 生活費	月 数	冬期 加算	期末 加算	病弱者 加 算	
			夜勤体 制加算	障害者 等加算	入所者処遇 特 別 加 算	施 設 機 能 強化推進費						
	a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
1	R7執行	12				実際の措置単価を記入		12				
	R8要求	12						12				
2	R7執行	9						9				
	R8要求	12						12				
*	R7執行											
	R8要求											
*	R7執行											
	R8要求	12										
	R7執行見込額計											
	R8予算要求額計											

※前ページの簡易計算シートで計算した改定後の単価を「R8 要求」の行に記載
(例2) 以下の表により予算要求を行う。

No	前年度 被措置者別 月単価	月数	加算			単価※ 見直し率	予算要求額
			被服費加算 (4月)	期末加算 (12月)	冬期加算 (11~3月)		
	a	b	c	d	e	f	$g=(a \times b + c + d + e) \times f$
1							
2							
3							
4							
⋮							
*							
*							
*							
*							
*							
*							

※単価見直し率：平成18年度以降の物価上昇、賃金上昇、消費税率改定、処遇改善に伴う単価見直し
できていない市町村においては1.41倍（詳しくはP.65 V 1 (4)「老人保護措置費の
単価」を参照）

□ 入所判定委員会開催費

委員（医師・施設長）の1回当たり謝金×年間開催見込回数

②今年度まで予算要求実績がない市町村

イ 老人保護措置費

地方交付税措置されている当該年度の被措置者1人当たり単価

×

(貴町村における65歳以上人口×全国平均措置率又は県内平均措置率※)

※P.61「措置率の全国比較」を参照

□ 入所判定委員会開催費

委員（医師・施設長）の1回当たり謝金×年間開催見込回数